

資料編

資料編_目次

資料集

《 1. 条例、要綱等 》	1
資料 1. 1 志木市防災会議条例	1
資料 1. 2 志木市災害対策本部条例	3
資料 1. 3 志木市防災会議委員一覧	4
《 2. 協定等関連 》	5
資料 2. 1 防災協定先一覧	5
(1) 国、県及び市町村関連	5
(2) 民間事業所、団体等	6
資料 2. 2 災害時応援協定締結市町村の連絡先一覧	10
《 3. 防災関係機関等 》	11
資料 3. 1 災害時連絡窓口と電話番号	11
(1) 市の機関、施設等	11
(2) 消防機関	12
(3) 学校等	12
(4) 県等の機関	13
(5) 国の機関	13
(6) 指定公共機関・指定地方公共機関等	14
資料 3. 2 志木市建設業防災協力会会員	15
《 4. 情報通信、広報活動関連 》	16
資料 4. 1 志木市防災行政無線（固定系）一覧	16
資料 4. 2 気象庁震度階級関連解説	17
資料 4. 3 竜巻に関する気象情報の概要	21
《 5. 消防・水防活動関連 》	25
資料 5. 1 指定防災協力井戸一覧	25
資料 5. 2 上水道施設の現況	26
(1) 水源（深井戸）	26
(2) 配水池関連	26
資料 5. 3 応急給水資機材の能力、保有数	26
資料 5. 4 樋管等施設一覧	27
資料 5. 5 大型可搬式ポンプの操作担当部署一覧	28
資料 5. 6 水災用資機材	29
資料 5. 7 水位情報模式図	30
《 6. 医療、救護、環境、衛生 》	31
資料 6. 1 救急病院・救急診療所一覧（朝霞保健所管内）	31

資料6. 2	災害拠点病院（埼玉県）	33
資料6. 3	救命救急センター（埼玉県）	34
資料6. 4	災害時連携病院	35
資料6. 5	トリアージタグ	36
《7. 防災備蓄、輸送・交通》		37
資料7. 1	防災備蓄品一覧	37
(1)	食料・飲料水	37
(2)	備蓄資機材	37
(3)	備蓄日用品	39
資料7. 2	ヘリコプター離着陸場一覧	41
《8. 避難活動、要配慮者関連》		42
資料8. 1	指定避難所及び指定緊急避難場所	42
資料8. 2	防災用便槽整備箇所	43
資料8. 3	市内公園災害用仮設トイレ整備箇所	43
資料8. 4	浸水想定区域内要配慮者施設一覧	44
《9. その他》		47
資料9. 1	災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準	47
資料9. 2	被害状況判定基準	51
資料9. 3	指定文化財等一覧	53

様式集

様式1	県報告関係様式	54
	(1) 発生速報【県要領様式第1号】	54
	(2) 経過速報【県要領様式第2号】	55
	(3) 被害状況調【県要領様式第3号】	57
様式2	通報処理簿	59
様式3	緊急通行車両関連様式	60
	(1) 緊急通行車両等確認申請書	60
	(2) 標章	60
	(3) 緊急通行車両等確認証明書	61
	(4) 緊急通行車両等事前届出書	61
	(5) 緊急通行車両等事前届出済証	62
様式4	本部長指令用紙	63
様式5	出動職員報告書	64
様式6	自衛隊の派遣要請関連様式	65
	(1) 自衛隊の災害派遣要請について(依頼)	65
	(2) 自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(依頼)	66
様式7	避難所開設関連様式	67
	(1) 避難者名簿	67
	(2) 避難収容状況	68
様式8	救助の特例等申請様式	69
様式9	緊急消防援助隊応援要請連絡	78
様式10	市町村 放送要請依頼用紙	79
様式11	応急仮設住宅設置関連様式	80
様式12	災害対策用移動通信機器利用の要請	85

資料集

《 1. 条例、要綱等 》

資料 1. 1 志木市防災会議条例

志木市防災会議条例

昭和 41 年 8 月 5 日

条例第 31 号

注 平成 5 年 3 月から改正経過を注記した。

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、志木市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（平 11 条例 34・一部改正）

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 志木市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（平 24 条例 16・一部改正）

(組織)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員 4 人以内
 - (2) 埼玉県知事の部門の職員 5 人以内
 - (3) 埼玉県警察の警察官 2 人以内
 - (4) 市の職員 11 人以内
 - (5) 市の教育委員会の教育長
 - (6) 朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防局の消防局長及び市の消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関等の職員 10 人以内
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は識見を有する者 4 人以内
- 6 前項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員は、再任されることができる。

（平 5 条例 2・平 10 条例 23・平 24 条例 16・一部改正）

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(平5条例2・一部改正)

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

(平5条例2・全改)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年条例第2号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第23号)

この条例は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第34号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1. 2 志木市災害対策本部条例

志木市災害対策本部条例

昭和 41 年 8 月 5 日
条例第 32 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき志木市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平 10 条例 24・平 24 条例 16・一部改正)

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 10 年条例第 24 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料1. 3 志木市防災会議委員一覧

■志木市防災会議委員一覧

(令和5年1月現在)

No.	委員の別	区 分	所属する機関	職 名
-	会長	—	志木市	市 長
1	1号委員	指定地方行政 機関の職員	農林水産省関東農政局埼玉県拠点	地 方 参 事 官
2			厚生労働省埼玉労働局さいたま労働基準監督署	署 長
3			国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所	所 長
4	2号委員	埼玉県知事部門 の職員	埼玉県さいたま農林振興センター	所 長
5			埼玉県朝霞県土整備事務所	所 長
6			埼玉県朝霞保健所	所 長
7			埼玉県南西部地域振興センター	所 長
8	3号委員	埼玉県警察の 警察官	埼玉県警察本部朝霞警察署	署 長
9			埼玉県警察本部朝霞警察署	警 備 課 長
10	4号委員	市職員	志木市	副 市 長
11			志木市	市 長 公 室 長
12			志木市	総 合 行 政 部 長
13			志木市	総 務 部 長
14			志木市	市 民 生 活 部 長
15			志木市	福 祉 部 長
16			志木市	都 市 整 備 部 長
17			志木市	上 下 水 道 部 長
18	5号委員	市教育委員会	志木市教育委員会	教 育 長
19	6号委員	消防機関	埼玉県南西部消防局	消 防 局 長
20			志木市消防団	団 長
21	7号委員	指定公共機関	(独)水資源機構 利根導水総合事業所 秋ヶ瀬管理所	管 理 所 長
22		指定地方 公共機関	東日本電信電話(株)埼玉事業部埼玉南支店	支 店 長
23			東京電力パワーグリッド(株)志木支社	支 社 長
24			東武鉄道(株)志木駅	駅 長
25			大東ガス(株)	代表取締役社長
26			東武バスウエスト(株)新座営業事務所	所 長
27			国際興業(株)西浦和営業所	所 長
28			志木市建設業防災協力会	会 長
29			日本郵便(株)志木郵便局	局 長
30			(株)埼玉りそな銀行志木支店	支 店 長
31	8号委員	自主防災組織 を構成する者	久保町内会自主防災会	代 表
32			羽根倉自主防災会	代 表
33		識見を有する者	志木市連合婦人会	会 長
34			志木市老人クラブ連合会	会 長

《 2. 協定等関連 》

資料 2. 1 防災協定先一覧

防災協定先一覧表

(1) 国、県及び市町村関連

■ 国、県及び市町村関連

(令和 5 年 1 月現在)

No	協定先	協定名称	協定内容
1	朝霞市	災害時相互応援に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所等の相互利用 ・災害資機材及び物資の提供 ・前 2 号に定めるもののほか、特に要請があった事項
2	新座市		
3	和光市		
4	さいたま市	災害時における避難場所相互利用に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の相互利用
5	富士見市	災害時相互協力に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・災害者の避難所の利用及び生活支援 ・応急対策に必要な資機材及び車両の提供 ・食料、飲料水、その他生活必需品等の提供 ・災害者の応急救助及び災害復旧に必要な職員の派遣 ・その他特に要請のあった事項
6	群馬県館林市	大規模災害時における相互応援に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水及び生活必需品等の救護用物資の提供 ・応急対策に必要な資機材及び車両の提供 ・救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 ・児童及び生徒の受け入れ ・被災者の一時収容のための施設の提供 ・その他特に要請のあった事項
7	埼玉県及び県内全市町村	災害時における埼玉県内各市町村間の相互応援に関する基本協定	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 ・被害者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ・救援及び救助活動に必要な車両、船艇等の提供 ・救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 ・被災者の一時収容のための施設の提供 ・被災傷病者の受け入れ ・遺体の火葬のための施設の提供 ・ボランティア受付及び活動調整 ・被災児童及び生徒の応急教育の受け入れ ・前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項
8	長野県飯綱町	大規模災害時における相互応援に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供 ・被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供 ・応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣及び資機材の提供 ・児童及び生徒の受け入れ ・被災者の一時収容のための施設の提供 ・前各号に掲げるもののほか、被災市町が必要とするもの
9	埼玉県立志木高等学校	災害時における県立学校の使用に関する覚書	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所として、体育館及びグラウンドを使用するもの
10	深谷市	大規模災害時における相互応援に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供 ・被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供 ・応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣及び資機材の提供 ・被災者（児童及び生徒を含む。）の一時収容のための施設の提供 ・前各号に掲げるもののほか、被災市町が必要とするもの
11	国土交通省関東整備局	災害時の情報交換に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・一般及び公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設）被害状況の情報交換 ・情報連絡員の派遣 ・その他

No	協定先	協定名称	協定内容
12	千葉県東庄町	大規模災害時における相互応援に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供 ・被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供 ・応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣及び資機材の提供 ・児童及び生徒の受け入れ ・被災者の一時収容のための施設の提供 ・前各号に掲げるもののほか、被災市町が必要とするもの

(2) 民間事業所、団体等

■民間事業所、団体等

(令和5年1月現在)

No	協定先	協定名称	協定内容
13	サミット株式会社	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	<p>【第1段階(災害当日から3日)】 水・飲料、菓子パン、牛乳、果物、レトルト食品、缶詰、電池、懐中電灯、バケツ、軍手、ガムテープ、濡れティッシュ、トイレトペーパー、紙おむつ、卓上コンロ、なべ</p> <p>【第2段階(4日から6日)】 水・飲料、牛乳、切り餅、レトルト食品、缶詰、インスタントラーメン、紙おむつ、なべ、濡れティッシュ、生理用品、下着、靴下、タオル、紙コップ・紙皿、トイレトペーパー</p> <p>【第3段階(7日から)】 米、食パン、めん類、ジャム・バター、肉・魚、野菜、果物、レトルト食品(おかず類)、インスタントラーメン、緑茶・コーヒー・紅茶、トイレトペーパー、下着・靴下、なべ、マスク</p> <p>【その他】 夏 蚊取り線香、冬 使い捨てカイロ・毛布</p>
14	山崎製パン株式会社 埼玉工場 埼玉第一工場	災害時における食料供給等の協力に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・保有食料等の優先供給
15	株式会社ダイエー	災害時における物資の供給に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品 ・飲料水 ・衣料品 ・寝具類 ・食器類 ・日用品 ・その他市が必要とする物資
16	志木市建設業 防災協会	災害時における応急対策活動に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・住居等の建築物の倒壊等に伴う人命救助のための除去作業 ・道路施設災害、崖崩れ等の応急復旧作業並びに災害廃棄物の除去及び搬送に係る作業 ・その他市が必要と認める応急作業
17	藤本ライスデリカ株式会社	災害時における食料供給等の協力に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・保有食料等の優先供給 ・炊飯 ・おにぎり ・お寿司 ・盛り合わせ(おにぎり、巻き寿司、いなり寿司) ・季節商品(旬の食材を使った季節のおこわ)
18	埼玉県電気工事 工業組合	災害時における電気設備等の復旧に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等における電気設備等の復旧活動に関する事 ・電気に係る事故の防止に関する事 ・復旧活動等において二次災害等を発見した場合には、速やかに関係機関に通報し、その指示に従う事 ・前各号に掲げるもののほか、災害時における復旧に関する事
19	生活協同組合 さいたまコープ 名称変更 生活協同組合コープ みらい (H25.3.21~)	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・物資の調達供給 食料品(飲料水、牛乳、ジュース、お茶等飲料、パン、肉、野菜、レトルト食品等食品) 衣料品(下着・靴下)・寝具 日用雑貨(トイレトペーパー、オムツ、生理用品、使い捨てカイロ、紙コップ、紙皿、洗面用具、洗剤、マスク等) ・物資運搬車両の確保 ・被災状況等の情報提供
		洪水等の災害時における車両一時避難所使用に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水時の非常災害時における緊急時の対応に限定した一時的な避難所の提供
20	埼玉県トラック協会 朝霞支部	災害時における人員、物資等の輸送に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策活動に関する貨物自動車運送事業用自動車による緊急輸送 ・市町村等相互の応援措置・対策活動のために必要な貨物自動車運送事業用自動車による緊急輸送
21	埼玉県石油業協同組合 朝霞支部	災害時における燃料等の優先提供に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン、軽油、灯油、混合油、重油、その他の物資等の優先供給

No	協定先	協定名称	協定内容
22	埼玉県 LP ガス協会 朝霞支部志木地区会	災害時における LP ガス応急対応 に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・既設 LP ガス容器の点検、移動、仮設供給 ・ガス漏れ検査等の安全確認
23	アークランズ株式会 社	災害時における 資機材等の供給 等に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策活動や応急生活に必要な資機材及び物資の供給 ・市民の一時避難場所の協力
24	(社福) 志木市志木 特別養護老人ホーム ブロン	災害時における 福祉避難所とし ての施設利用に 関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した介護を要する高齢者等に福祉避難所として施設の提供 ・家族、支援者等による移送が困難な場合の移送の協力 ・市が調達できない場合の日常生活用品、食料、介護用品、医薬品、医療材料等の提供 ・受け入れのためのスクリーニングの実施
25	(社福) 志木福祉会 特別養護老人ホーム あったかの家		
26	医療法人瑞穂会 介護老人保健施設 志木瑞穂の里		
27	医療法人社団 武蔵野会 TMG 宗岡中央病院	災害時における 緊急入院等に関 する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・医療を要する者に対する処置 ・施設への緊急入院 ※緊急入院等の対象者は、在宅で療養する者のうち、次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ①人工透析医療を要する者 ②人工呼吸器等高度・特殊医療機器の装着を要する者 ③前2号を準ずると市長が認める者
38	一般社団法人 朝霞地区医師会	災害時における 医療救護活動に 関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・救護所等において傷病者に対する応急措置の実施及び必要な医療の提供 ・トリアージポストにおいて後方医療機関への搬送の要否及び順位の決定 ・死亡の確認及び死体の検案 ・避難所等の巡回による必要な医療の提供
29	一般社団法人 朝霞地区歯科医師会	災害時における 歯科医療救護活 動に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病者の歯科医療の必要性の判定 ・傷病者に対する応急処置の実施及び必要な歯科医療の提供 ・傷病者の後方医療機関への搬送の要否 ・検視・検案に際しての法歯学上の身元確認等の協力 ・被災者に対する歯科医療の提供及び口腔ケア活動
30	一般社団法人 朝霞地区薬剤師会	災害時における 医療救護活動に 関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病者等に対する調剤及び服薬指導 ・医薬品等の仕分け及び管理
31	(社福) さくら瑞穂会 特別養護老人ホーム 志木瑞穂の森	災害時における 福祉避難所とし ての施設利用に 関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した介護を要する高齢者等に福祉避難所として施設の提供 ・家族、支援者等による移送が困難な場合の移送の協力 ・市が調達できない場合の日常生活用品、食料、介護用品、医薬品、医療材料等の提供 ・受け入れのためのスクリーニングの実施
32	株式会社エフケイ	災害時における 応急物資の供給 等に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・物資の調達供給 医薬品 飲食料 トイレットペーパー等の生活必需品
33	株式会社 サンドラッグ		
34	創価学会 志木文化会館 事務所	大規模地震等の 災害時における 創価学会志木文 化会館施設の一 時避難所使用に 関する申し合わ せ事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の緊急避難のため、一時避難場所としての提供
35	株式会社セブン-イ レブン・ジャパン	災害時における 生活物資の供給 等の協力に関す る協定	<ul style="list-style-type: none"> ・物資の調達供給 食料品、飲料水、日用品等 ・物資運搬車両について、緊急通行車両として通行できるように支援
36	志木市内郵便局	災害時における 志木市と志木市 内郵便局の協力 に関する協定 ※平成10年2 月3日付け締結の 「災害時における 志木市・志木市内 郵便局間の協力に	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両としての車両提供 ・避難所開設状況及び被災者の避難先リスト等の情報の相互提供 ・管理施設及び用地を避難場所、物資集積場所等として相互利用 ・郵便局ネットワークを活用した広報活動 ・災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び救護対策 ・道路等の損傷状況の情報提供 ・避難所における郵便差出箱の設置及び郵便物の取集・交付等 ・ゆうちょ銀行の非常払及びかんぽ生命保険の非常取扱い

No	協定先	協定名称	協定内容
		関する覚書」は同日解約。	・その他、要請のあったもののうち協力できる事項
37	埼玉県 行政書士会	災害時における被災者支援に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書申請書類に関する相談 ・自動車登録申請書類に関する相談 ・相続関係書類に関する相談 ・許認可申請書類に関する相談 ・権利義務・事実証明関係に関する相談 ・その他行政書士法に定める業務に関する相談
38	慶應義塾 志木高等学校	災害時における学校施設の使用に関する覚書	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設として、体育館兼講堂・グラウンド・中央棟の一部を、承認のうえ使用できる ・大規模災害時、周辺住民の生命を脅かす事態になった場合は、市の連絡がなくともグラウンドを一時避難場所として、地域住民を受け入れる ・当校の生徒及び教職員が帰宅困難者となった場合は、避難者と同様に被災情報の伝達及び救援物資等の提供を行う
39	学校法人 細田学園	災害時における避難所としての学校施設使用に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所として、多目的グラウンド（人工芝）・体育館を使用する ・避難所配備職員の派遣 ・派遣職員による避難所の管理及び運営
40	東京電力パワー グリッド株式会社 志木支社	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	<ul style="list-style-type: none"> ・停電及び被害状況に関する情報提供 ・防災行政無線等の活用による広報活動 ・施設及び駐車場の確保 ・停電復旧に係る応急措置の実施 ・電力復旧の支障となる障害物等の除去
41	株式会社マミーマート	災害時における物資の供給等に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品 ・食器類 ・日用品 ・その他市が指定するものであって、供給可能な物 ・駐車場の一部開放
42	株式会社ゼンリン	災害時における地図製品等の供給に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地図（志木市 B4 伴住宅地図 5冊） ・広域地図（志木市を包括する広域図 5部） ・ZNETTOWN（志木市 防災危機管理課 利用 閲覧地区：志木市 1ID）
43	（社福）明雄福祉会 特別養護老人ホーム 志木の里	災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した介護を要する高齢者等に福祉避難所として施設の提供 ・家族、支援者等による移送が困難な場合の移送の協力 ・市が調達できない場合の日常生活用品、食料、介護用品、医薬品、医療材料等の提供 ・受け入れのためのスクリーニングの実施
44	（社福）相愛福祉会 有料老人ホーム志木 ナーシングホーム		
45	東電タウンプランニング株式会社	地域貢献型広告に関する協定	・民間企業が作成する電柱広告（巻き付け広告看板）の一部に、避難所への避難誘導標識や観光案内、公共施設案内などの公共的な情報を無償で表示
46	あさか野農業協同組合	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品 ・食器類 ・日用品 ・その他市が指定するものであって、供給可能な物
47	株式会社ファミリーマート	災害時における生活物資供給等の協力に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品 ・食器類 ・日用品 ・その他市が指定する物資
48	株式会社ヤオコー	災害時における物資の供給等に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品 ・食器類 ・日用品 ・その他市が指定するものであって、供給可能な物
49	ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること ・避難情報をヤフーサービス上に掲載すること ・避難所等の防災情報をヤフーサービス上に掲載すること
50	デイリーホテル株式会社	施設の利用に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設としての利用 ・災害時応援職員のための宿泊施設 ・その他市が要請して、対応可能なもの
51	株式会社東横イン	施設の利用に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設としての利用 ・災害時応援職員のための宿泊施設 ・その他市が要請して、対応可能なもの

No	協定先	協定名称	協定内容
52	株式会社バカン	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	・専用ホームページにアクセスすると、各避難所の位置情報や、災害発生時の避難所の開設状況や混み具合を地図上で確認することができる
53	公共財団法人 志木市文化スポーツ 振興公社	災害時における 公共施設の使用 に関する覚書	・市民会館を避難所として使用するもの
54	(社福) 志木市社会 福祉協議会	災害時における 公共施設の使用 に関する覚書	・総合福祉センター及び第二福祉センターを避難所として使用するもの
		災害時における ボランティア活動 に関する協定	・災害ボランティアセンターのボランティア活動について必要な事項を定めたもの
55	美津濃株式会社	災害時における 公共施設の使用 に関する覚書	・市民体育館及び武道館を避難所として使用するもの
56	SOMPOケア 株式会社	一時避難場所と しての使用に関 する協定	・災害時、市からの要請に基づき、SOMPOケアラヴィーレ志木柳瀬川（志木市柏町6-1-32）を一時避難場所とする
57	株式会社コミュニテ ィエFM	災害時緊急放送 に関する協定	・FMラジオによる緊急放送

注) (社福)：社会福祉法人

資料2. 2 災害時応援協定締結市町村の連絡先一覧

■災害時応援協定締結市町村の連絡先一覧表

(令和4年4月現在)

協定市町名	連絡担当部・課・室	責任者	備考
朝霞市	危機管理室	危機管理室長	TEL 048-463-1111 FAX 048-463-1195
新座市	危機管理室	危機管理室長	TEL 048-477-1111 FAX 048-481-6748
和光市	危機管理室	危機管理室長	TEL 048-464-1111 FAX 048-464-1234
さいたま市	総務局 危機管理部	防災課長	TEL 048-829-1126 FAX 048-829-1978
富士見市	危機管理課	危機管理課長	TEL 049-251-2711 FAX 049-254-2000
群馬県 館林市	総務部 安全安心課	安全安心課長	TEL 0276-72-4111 FAX 0276-72-3297
長野県 飯網町	総務課	総務課長	TEL 026-253-2511 FAX 026-253-6887
深谷市	総務部 総務防災課	総務防災課長	TEL 048-571-1211 FAX 048-573-8250
千葉県 東庄町	総務課	総務課長	TEL 0478-86-1111 FAX 0478-86-2312

≪ 3. 防災関係機関等 ≫

資料3. 1 災害時連絡窓口と電話番号

(1) 市の機関、施設等

■市の機関、施設等

(令和5年1月現在)

名称	住所	電話番号 (市外局番の記載が 無い場合 048)	ファックス番号 (市外局番の記載が 無い場合 048)
志木市役所	中宗岡 1-1-1	(代表) 473-1111	(防災危機管理課) 473-1294(特) (行政委員会) 474-4384(特) (秘書課) 474-9674(特)
志木駅前出張所	本町 5-26-1	473-3988(特)	470-1316
柳瀬川駅前出張所	館 2-6-10	472-4449(特)	470-1318
志木市消防団 (防災危機管理課)	中宗岡 1-1-1	(防災危機管理課) 473-1123	(防災危機管理課) 473-1294(特)
市民会館 ※令和5年度から再整備を 実施	本町 1-11-50	474-3030	476-2526
総合福祉センター	上宗岡 1-5-1	475-0011	475-0014
教育サポートセンター	上宗岡 1-5-1	471-2211	471-2226
児童発達相談センター	上宗岡 1-5-1	486-5511	—
市民体育館 (公衆電話)	館 2-2-5	471-5845(特)	476-9303
秋ヶ瀬スポーツセンター	上宗岡 4-25-46	473-4360	473-4360 (切替)
福祉センター (総合福祉センター2階)	上宗岡 1-5-1	473-7569	487-6765
第二福祉センター	柏町 3-5-1	476-4122	476-4000
健康増進センター (西原ふれあいセンター)	幸町 3-4-70	473-3811 (487-4611)	476-7222
いろは遊学館	本町 1-10-1	471-1296(特)	471-1252
いろは遊学図書館	本町 1-10-1	471-1478	471-1863
柳瀬川図書館	館 2-6-14	487-2004	487-2039
埋蔵文化財保管センター	柏町 1-20-19	473-8157	471-3576
郷土資料館	中宗岡 3-1-2	471-0573	471-0573 (切替)
宗岡公民館	中宗岡 4-16-11	472-9321	472-9322
水道庁舎	中宗岡 1-17-10	473-1299	487-1644(特)
宗岡浄水場	中宗岡 1-18-33	470-1102	470-1332
大原浄水場	本町 4-17-19	471-0408(特)	—
館第一排水ポンプ場	館 2-2-2	487-8571	487-8572
志木中継ポンプ場	柏町 3-1-60	474-0500	476-8233
朝霞地区福祉会	下宗岡 1-23-1	471-3139	473-0806
志木地区衛生組合 富士見環境センター	富士見市 大字勝瀬 480	049-254-1125	049-254-5722
朝霞地区一部事務組合	朝霞市 溝沼 1-2-27	461-2415	463-0493

注) (特) : 災害時優先電話

(2) 消防機関

■消防機関

(令和4年10月現在)

名称	住所	電話番号(048)	ファックス番号(048)
埼玉県南西部消防局	朝霞市 溝沼 1-2-27	(通常代表) 460-0119 (指令統括課) 460-0123	(通常代表) 463-0493 (指令統括課) 460-0125
志木消防署	志木市 本町 1-3-1	(通常) 472-0119	(通常) 472-0809

(3) 学校等

■市立学校

(令和4年10月現在)

名称	住所	電話番号(048)	ファックス番号(048)
志木小学校	本町 1-10-1	471-0114 (特)	471-0164
志木第二小学校	館 1-2-1	472-0507 (特)	473-4792
志木第三小学校	柏町 3-2-1	471-1063 (特)	473-4823
志木第四小学校	館 1-4-1	474-7910 (特)	473-4837
宗岡小学校	中宗岡 3-1-1	471-0314 (特)	473-4831
宗岡第二小学校	上宗岡 3-13-1	473-2304 (特)	473-4804
宗岡第三小学校	下宗岡 1-15-30	471-2232 (特)	473-4825
宗岡第四小学校	上宗岡 1-1-2	473-5245 (特)	473-4966
志木中学校	柏町 3-2-2	471-0145 (特)	474-6592
志木第二中学校	館 1-3-1	473-2357 (特)	474-6617
宗岡中学校	上宗岡 1-8-1	471-2242 (特)	474-6599
宗岡第二中学校	下宗岡 4-1-10	472-1501 (特)	474-6619

注) (特) : 災害時優先電話

■市立保育園

(令和4年10月現在)

名称	住所	電話番号(048)	ファックス番号(048)
いろは保育園	本町 1-1-67	472-5239	472-5251
北美保育園	中宗岡 4-1-11	472-9173	472-9173 (切替)
西原保育園	幸町 3-9-52	472-6677	472-6677 (〃)

■県立学校

(令和4年10月現在)

名称	住所	電話番号(048)	ファックス番号(048)
埼玉県立志木高等学校	志木市 上宗岡 1-1-1	473-8111	470-1061

■私立学校

(令和4年10月現在)

名称	住所	電話番号(048)	ファックス番号(048)
慶應義塾志木高等学校	志木市 本町 4-14-1	471-1361	471-1974
細田学園高等学校	志木市 本町 2-7-1	471-3255	472-6905

(4) 県等の機関

■県の機関

(令和4年10月現在)

名称	住所	電話番号(048)	ファックス番号(048)
埼玉県庁	さいたま市浦和区高砂 3-15-1	824-2111 (代表)	(災害対策課) 830-8159
埼玉県災害対策本部 情報連絡班	さいたま市浦和区高砂 3-15-1	(災害対策課災害対策担当) 830-8181	(災害対策課災害対策担当) 830-8159
埼玉県災害対策本部 朝霞支部総務班	朝霞市 三原 1-3-1	463-1671	463-1675
県朝霞県税事務所	朝霞市 三原 1-3-1	463-1671	463-1675
県朝霞保健所	朝霞市 青葉台 1-10-5	461-0468	461-0133
県南西部地域振興センター	朝霞市 三原 1-3-1	451-1110	451-1113
県さいたま農林振興センター	さいたま市浦和区北浦和 5-6-5	822-2492	832-5769
県さいたま県土整備事務所	さいたま市南区影沼 2-4-7	861-2495	866-9713
県朝霞県土整備事務所	朝霞市 浜崎 678	471-4661	471-4666

■警察機関

(令和4年10月現在)

名称	住所	電話番号(048)	ファックス番号(048)
埼玉県警察本部 (警備部警防課災害担当)	さいたま市 浦和区高砂 3-15-1	832-0110 (代表)	(警備部警備課) 825-7207
埼玉県朝霞警察署	朝霞市 栄町 5-9-5	465-0110 (代表)	465-0110 (切替)
志木駅東口交番	志木市 本町 5-26-3	471-0258	465-0258 (切替)
いろは橋交番	志木市 中宗岡 1-3-43	473-2595	473-2595 (切替)
柳瀬川駅前交番	志木市 館 2-5-3	475-0045	475-0045 (切替)

(5) 国の機関

■指定地方行政機関

(令和4年10月現在)

名称	住所	電話番号 (市外局番の記載が 無い場合 048)	ファックス番号 (市外局番の記載が 無い場合 048)
国土交通省 荒川上流河川事務所	川越市 新宿町 3-12	049-246-6371	(総務課) 049-246-7282
国土交通省 荒川上流河川事務所 西浦和出張所	さいたま市 桜区田島 8-17-1	861-9129	839-4670
関東農政局埼玉県拠点	さいたま市 中央区新都心 2-1	740-5044 (内線 3165)	601-0510

さいたま労働基準監督署	さいたま市 中央区新都心 11-2 ランド・アクセス・タワー 14F	600-4803	600-4805
さいたま地方法務局 志木出張所	志木市 本町 1-4-25	476-1230	476-1230 (切替)
熊谷地方气象台	熊谷市 桜町 1-6-10	521-5858 (代表)	527-7933 (代表)

■ 自衛隊

(令和4年10月現在)

名称	住所	電話番号 (048)	ファックス番号 (048)
陸上自衛隊 第32普通科連隊	さいたま市 北区日進町 1-40-7	663-4241(代表) (内線 417)	—

(6) 指定公共機関・指定地方公共機関等

■ 指定公共機関・指定地方公共機関等

(令和4年10月現在)

名称	住所	電話番号 (市外局番の記載が 無い場合 048)	ファックス番号 (市外局番の記載が 無い場合 048)
独立行政法人水資源機構 利根導水総合事業所秋ヶ瀬管理所	志木市 下宗岡 3-20-12	471-3583	487-1043
志木郵便局	志木市 本町 5-20-9	472-2266	476-3725
志木上町郵便局	志木市 本町 3-1-6	472-4302	476-7030
志木宗岡郵便局	志木市 中宗岡 4-1-5	471-0416	471-8190
柳瀬川駅前郵便局	志木市 館 2-6-11	474-8701	476-0069
志木館郵便局	志木市 館 1-5-3	473-2422	471-8210
東日本電信電話株式会社 埼玉事業部	さいたま市 浦和区常盤 5-8-17 さいたま新常盤ビル	626-6623	—
東京電力パワーグリッド(株) 志木支社	志木市 幸町 1-8-50	0120-995-007	476-4729
東武東上線 志木駅	新座市 東北 2-38-1	471-0047	—
東武東上線 柳瀬川駅	志木市 館 2-5-1	474-4300	—
大東ガス(株)	三芳町 大字藤久保字西 1081-1	049-259-1113	049-259-1108
東上ガス(株)	志木市 本町 3-1-61	471-2311	473-7777
東上ガス(株) 首都圏統轄支店	富士見市 水谷東 3-9-1	473-2111	473-8800
東武バスウエスト(株) 新座事務所	新座市 大和田 4-15-6	477-3934	477-3912
国際興業(株) 西浦和営業所	さいたま市 桜区桜田 2-1-5	865-2250	865-2260
西武バス(株) 新座営業所	新座市 本多 1-12-10	481-2525	481-2555
志木地区衛生組合 富士見環境センター	富士見市 大字勝瀬 480	049-254-1125	049-254-5722
朝霞地区一部事務組合	朝霞市 溝沼 1-2-27	461-2415	463-0493
朝霞地区福祉会	志木市 下宗岡 1-23-1	471-3139	473-0806
あさか野農業協同組合(本店)	新座市 野火止 4-5-21	479-1011	479-1119
志木市商工会	志木市 本町 1-6-30	471-0049	471-0057

資料3. 2 志木市建設業防災協力会会員

■志木市建設業防災協力会会員

(令和4年10月現在)

No.	業者名	所在地	電話番号 (048)
1	(株)上原水道	志木市上宗岡 2-16-35	471-2339
2	綱商	志木市幸町 3-2-39	472-0061
3	(株)細田管工	志木市下宗岡 3-4-9	473-7232
4	(有)三枝鉄工所	志木市柏町 1-14-2	471-0076
5	明央産業(株)	志木市中宗岡 2-13-14	473-5321
6	(有)神谷建材	志木市下宗岡 3-17-12	472-8128
7	木下建設(株)	志木市下宗岡 4-15-24	472-5757
8	関口工業(株)	志木市中宗岡 1-3-34	472-2822
9	(株)抜井商事	志木市上宗岡 5-2-31	471-4636
10	ハマノ建設(株)	志木市上宗岡 5-18-3	473-6786
11	(株)伊東土木	志木市上宗岡 2-18-33	476-2211
12	(有)谷岡設備工業	志木市幸町 4-4-20	472-4813
13	(有)善和	志木市上宗岡 4-10-30	471-1728
14	(有)やしき園	志木市幸町 4-6-3	471-4757
15	田中造園	志木市中宗岡 5-25-30	471-2872
16	(有)桐屋造園	志木市幸町 4-12-15	472-0050
17	高野建設(株)	志木市本町 6-23-1	471-2888
18	協同建設(株)	志木市本町 4-10-21	471-0167
19	(株)市之瀬工務店	志木市中宗岡 1-4-14	471-1476
20	(株)木下工務店	志木市中宗岡 5-13-25	471-5300
21	(株)中川工務店	志木市上宗岡 1-4-69	471-1097
22	(有)那須工務店	志木市下宗岡 2-3-23	473-5850
23	大進建設(株)	志木市本町 5-11-8	473-0525
24	(株)市之瀬電設	志木市中宗岡 1-8-67	472-1417
25	(有)田中電器	志木市本町 5-4-30	471-0373
26	(有)北斗電設	志木市中宗岡 4-16-20	472-0287
27	(有)本間電業社	志木市上宗岡 4-19-38	475-2305
28	(株)山三電業	志木市下宗岡 1-10-6	471-0131
29	(株)ムトー電気産業	志木市下宗岡 2-16-21	473-3630
30	東洋アクア工業(株)	志木市上宗岡 2-20-31	423-9922
31	(株)タニムラ設備	志木市中宗岡 3-9-3	487-2563
32	(株)飯塚商店	志木市幸町 3-20-1	471-1881

《 4. 情報通信、広報活動関連 》

資料 4. 1 志木市防災行政無線（固定系）一覧

■ 志木市防災行政無線固定系親局及び子局位置一覧表

（令和 4 年 10 月現在）

No.	受信所名	設置場所	設置	個別番号	分割番号		グループ (地区)	備考
					一括	グループ		
親局	志木市役所	中宗岡 1-1-1						
1	宗岡第二小学校	上宗岡 3-13-1	屋上	1	3	2	01	
2	N T T 志木寮	上宗岡 4-26-7	鋼管柱	2	1	1		
4	上宗岡 2 丁目志村宅	上宗岡 2-16-56	鋼管柱	4	1	2		
5	上宗岡 2 丁目交差点	上宗岡 2-12: 東上セレモニー脇	鋼管柱	5	3	1		
6	宗岡中学校	上宗岡 1-8-1	屋上	6	2	2		
7	袋 橋	上宗岡 1-16	鋼管柱	7	2	1		
8	宗岡浄水場	中宗岡 1-17-12	パンザマスト	8	2	1		02
9	産財氷川神社	中宗岡 2-29-12	鋼管柱	9	2	2		
10	宗岡小学校	中宗岡 3-1-1	屋上	10	1	2		
11	中宗岡 5 丁目	中宗岡 5-24-51	パンザマスト	11	3	1		
12	中宗岡 3 丁目	中宗岡 3-9: 光ビル脇	パンザマスト	12	3	2		
13	下宗岡 3 丁目	下宗岡 3-15 : 下宗岡三丁目バス 停前	鉄塔	13	1	1	03	
14	樋之詰児童公園	下宗岡 2-20	鋼管柱	14	2	2		
15	宗岡第三小学校	下宗岡 1-15-30	屋上	15	1	1		
16	宗岡第二中学校	下宗岡 4-1-10	屋上	16	3	1		
17	下宗岡 4 丁目	下宗岡 4-22-37 : ㈱トコ脇	パンザマスト	17	2	2		
18	御嶽神社	本 町 2-15-33	パンザマスト	18	2	1	04	
19	川口信用金庫志木支店	本 町 2-5-40	屋上	19	3	1		H24. 移設
20	志木小学校	本 町 1-10-1	屋上	20	2	2		
21	高 橋	柏 町 2-9: 高橋脇	コン柱	21	3	1	05	
22	志木第三小学校	柏 町 3-2-2	屋上	22	1	1		
23	柏町 6 丁目	柏 町 6-23: 館町内会館脇	鋼管柱	23	2	2		
24	大塚消防隊詰所	柏 町 5-9-27: 大塚会館	鋼管柱	24	3	1		
25	高野ハイソ		屋上	25	1	2		
26	サンシャイン志木	本 町 5-20-12	屋上	26	3	1	04	
27	直路交通公園	本 町 4-3	コン柱	27	1	1		
28	大原浄水場	本 町 4-17-19	パンザマスト	28	2	2	06	
29	斉藤マンション	幸 町 1-6-5	屋上	29	3	1		
30	シーズウィッシュ志木	幸 町 3-4-4	屋上	30	2	2		
31	久保共励館	幸 町 4-12	鋼管柱	31	1	1	07	
32	館第一児童公園	館 1-6	パンザマスト	32	3	2		
33	志木第二小学校	館 1-2-1	屋上	33	1	1		
34	志木第四小学校	館 1-4-1	屋上	34	2	2		
35	市民体育館	館 2-2-5	屋上・ポール	35	1	1		
36	谷津地	本町 3-15: 大原町内会館脇	鋼管柱	36	3	2	04	
37	志木市武道館	柏 町 3-6-19	鋼管柱	37	2	2	05	H25. 新設
38	志木市総合福祉センター	上宗岡 1-5-1	屋上	38	2	2	01	H25. 新設
39	きたみ治水広場	中宗岡 1-8 番地内	鋼管柱	39	3	2	02	H25. 新設
40	すみれ児童公園	中宗岡 4-13 番地内	鋼管柱	40	2	1		H25. 新設
41	志木市役所	中宗岡 1-1-1	屋上	100	1	1	02	

親局-1 子局-40 (平成 5 年度設置 周波数 69.765MHz 0.1W)

※No. 3 は欠番

資料4. 2 気象庁震度階級関連解説

気象庁震度階級関連解説表

(平成21年3月31日改定)

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。

この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。

この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- 1 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- 2 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- 3 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- 4 この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- 5 この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- 6 この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

■人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

■木造建物（住宅）、鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	木造建物		鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	—
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものさらに多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（木造建物）

注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

（鉄筋コンクリート造建物）

注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

■地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

■ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [※] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

■大規模構造物への影響

長周期地震動 [※] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

資料4. 3 竜巻に関する気象情報の概要

竜巻に関する気象情報の概要

1 竜巻の発生状況

竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。

国内では季節に関係なく年間10～20個程度発生しており、台風、寒冷前線、低気圧などともなって発生するが、台風シーズンの9月頃に最も多く確認されている。

2 特徴

竜巻は、その発現時間が数分から数十分と短い。規模は直径数十～数百mであり、数kmにわたりほぼ直線で移動し、被害地域は帯状になる。風速によっては住家の倒壊や自動車が飛ばされる等の大きな被害をもたらす可能性があり、広範囲に飛散物が散乱する。台風、大雨、大雪等のほかの気象災害と比較すると、個人単位で見ると、竜巻に遭遇する頻度は低い。

3 その他の突風

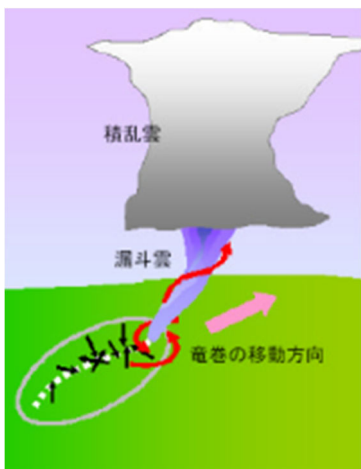
(1) ダウンバースト

ダウンバーストは、積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れである。吹き出しの広がり数百mから十km程度で、被害地域は円形あるいは楕円形など面的に広がる特徴がある。

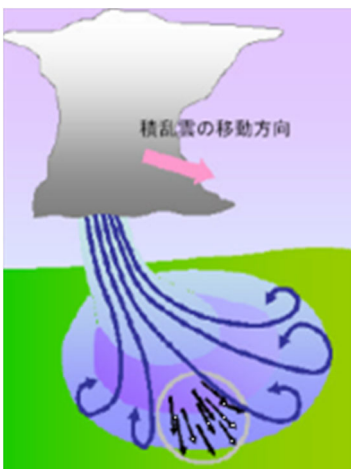
(2) ガストフロント

ガストフロントは、積乱雲の下で形成された冷たい（重い）空気の塊が、その重みにより温かい（軽い）空気の側に流れ出すことによって発生する。水平の広がり竜巻やダウンバーストより大きく、数十km以上に達することもある。

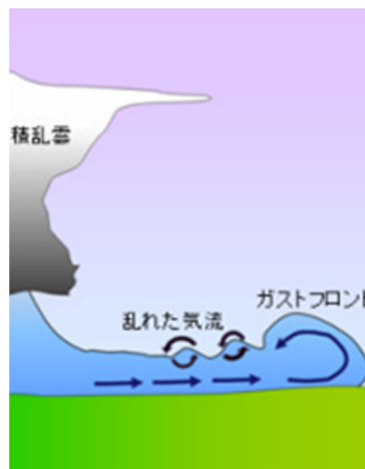
■竜巻



■ダウンバースト



■ガストフロント



出典：気象庁ホームページ

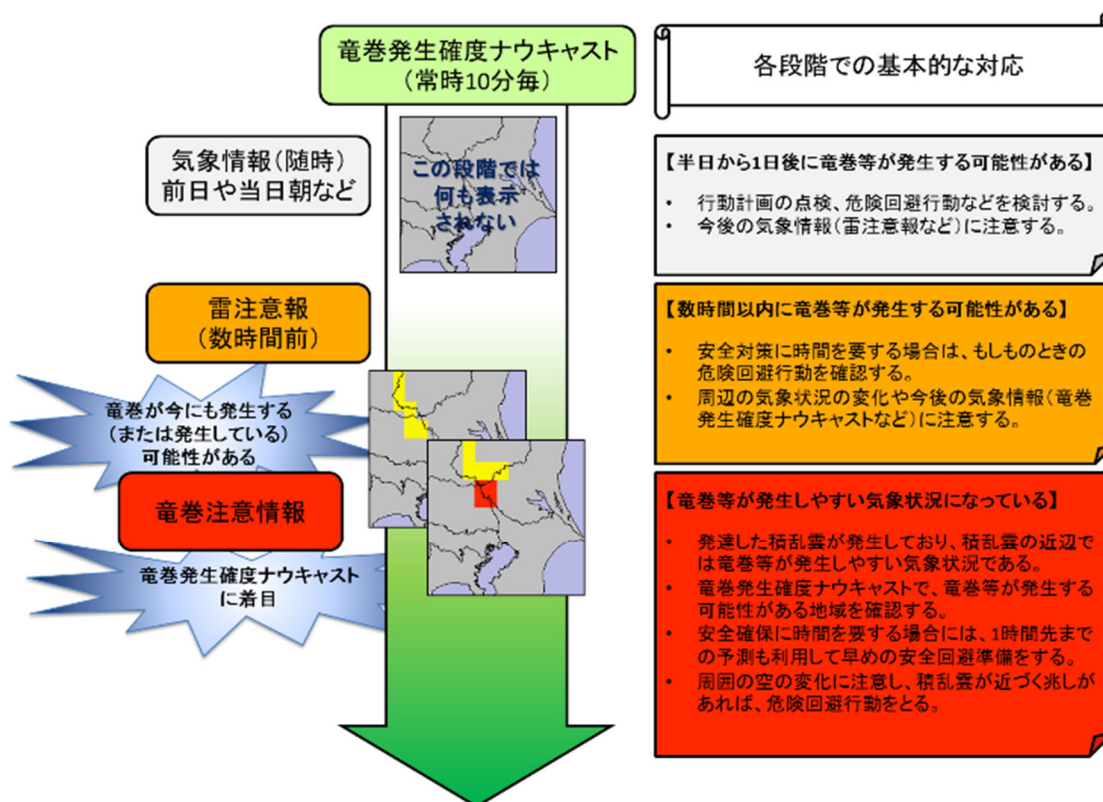
4 竜巻に関する気象情報

気象庁は、竜巻などの激しい突風に関する気象情報として、竜巻注意情報を発表しているほか、竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と1時間先までの予報として、竜巻発生確度ナウキャストを提供している。

(1) 段階的な気象情報の発表

竜巻などの激しい突風に対する気象情報は、発生の可能性に応じて段階的に発表される。半日～1日程度前には、気象情報で「竜巻などの激しい突風のおそれ」と明記して注意を呼びかける。数時間前には、雷注意報でも「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。さらに、今まさに、竜巻やダウンバーストなどの激しい突風が発生しやすい気象状況となった段階で、「竜巻注意情報」が発表される。

なお、竜巻などの激しい突風の発生可能性の予報として、竜巻発生確度ナウキャストを常時10分毎に発表しているが、竜巻注意情報は竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域（県など）に発表される。



(2) 竜巻注意情報の効果的な利用

激しい突風をもたらす竜巻などの現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られる。一方、この情報は比較的広い範囲（おおむね一つの県）を対象に発表されるので、竜巻注意情報が発表された地域でも必ず竜巻などの突風に遭遇するとは限らない。

したがって、竜巻注意情報が発表された場合に簡単にできる対応としては、まず周囲の空の状況に注意を払うことである。さらに、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が起るなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなどの身の安全を確保する行動をとる必要がある。

また、人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように、避難に時間がかかると予想される場合には、気象情報や雷注意報にも留意し早めの避難開始を心がけることが必要である。

竜巻注意情報が発表された場合、竜巻発生確度ナウキャストを見れば危険な地域の詳細や、刻々と変化する状況を把握することができる。雷注意報や竜巻注意情報と竜巻発生確度ナウキャストとを組み合わせる利用することが効果的である。

《参考》

◆「竜巻注意情報の概要」

- 竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻等突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に、都道府県単位を対象に発表される。
- 竜巻注意情報発表があった場合は、大気が不安定で、竜巻発生の可能性は平常時に比べ約200倍となっている。
- 情報の有効期間は1時間であるが、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報を再度発表される（「竜巻注意情報の発表例」参照）。
- 適中率は4%程度、補足率は20～30%程度。発表段階で竜巻の規模は不明、竜巻発生の後に発表となることもあり、予測精度は低い。

■【竜巻注意情報】の発表例

〇〇県竜巻注意情報 第1号

平成××年4月20日10時27分 △△地方気象台発表

〇〇県は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、20日11時30分まで有効です。

《参考》

◆「竜巻発生確度ナウキャストの概要」

竜巻発生確度ナウキャストは、竜巻等突風の発生する可能性の高い地域の範囲及び今後の予測について竜巻注意情報より詳細に示す情報である。

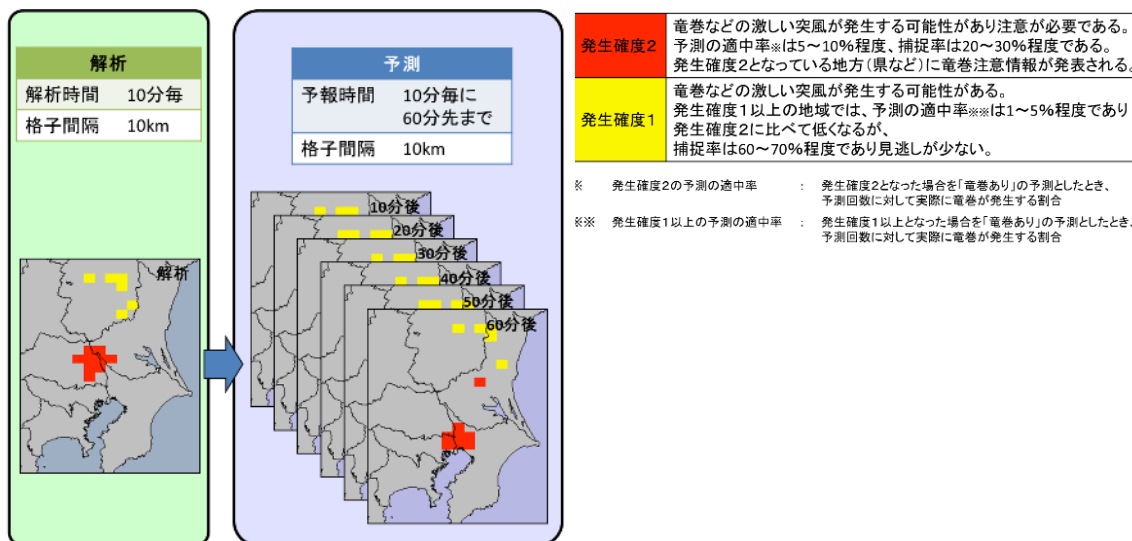
「竜巻などの激しい突風が今にも発生する（又は発生している）可能性の程度」を推定し、適中率と捕捉率の違いから、次の二つの発生確度で、10km 格子単位で10分毎に60分先までの予測を行う。

発生確度2：竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。
(適中率5～10%、捕捉率20～30%)

発生確度1：竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。
(適中率1～5%、捕捉率60～70%)

10分ごとに更新して提供しており、発生確度1に満たない地域は、発生確度は表示されない。発生確度2は、発生確度1に比べて予測の適中率が高い反面、捕捉率が低いいため、予測できない事例が多くなる。逆に、発生確度1は捕捉率が高く、見逃す事例が少ない反面、予測の適中率は低くなる。

■ 竜巻発生確度ナウキャストについて



5 その他の気象情報

気象情報や雷注意報に「竜巻」という言葉が付加される場合がある。

この場合、平常時に比べ、竜巻等突風の発生する可能性は、気象情報で約 8 倍、雷注意報で約 20 倍高くなっている状態である。

《 5. 消防・水防活動関連 》

資料 5. 1 指定防災協力井戸一覧

■ 指定防災協力井戸一覧表

(令和 4 年 10 月現在)

No	氏名	住所
1	西川 和人	志木市本町 1-1-4
2	吉野 しげ	志木市本町 3-1-51
3	渡辺 久子 康之	志木市柏町 1-10-14
4	金剛 光裕	志木市柏町 1-10-22
5	宮原 克平	志木市柏町 1-19-19
6	宮原 真一	志木市柏町 4-3-19
7	上原 実	志木市上宗岡 2-16-35
8	細田 義行	志木市上宗岡 2-20-62
9	池ノ内 サク	志木市上宗岡 2-21-14
10	小田野 恵子	志木市上宗岡 4-24-15
11	細田 嵩	志木市上宗岡 5-7-16
12	市之瀬 初男	志木市中宗岡 1-4-13
13	大畑 としえ	志木市中宗岡 1-5-67
14	渡辺 一栄	志木市中宗岡 3-12-36
15	田中 満男	志木市中宗岡 5-25-30
16	田中 源明	志木市柏町 5-10-25
17	大熊 隆幸	志木市中宗岡 2-27-43
18	木下 貞男	志木市下宗岡 4-11-28
19	吉田 靖夫	志木市本町 3-2-19

注 1) 指定井戸には「防災協力井戸 生活用水 志木市」の標識を設置している。

注 2) 指定井戸は定期的に水質検査を行う。

資料5. 2 上水道施設の現況

(1) 水源（深井戸）

■水源（深井戸）

(令和4年3月現在)

水 源	名 称	所 在 地	取水量 m ³ /日
地 下 水	大原第1号深井戸	志木市本町 4-17-19	4,320
	大原第2号深井戸	朝霞市宮戸 3-8	2,160
	宗岡第1号深井戸	志木市中宗岡 1-17-12	4,320
	宗岡第2号深井戸	志木市中宗岡 1-6	4,320
	宗岡第3号深井戸	志木市中宗岡 3-1	2,304
	宗岡第4号深井戸	志木市上宗岡 4-20	4,320
	宗岡第5号深井戸	志木市上宗岡 5-9	4,320
総 取 水 量		26,064/m ³	

(2) 配水池関連

■配水池

(令和4年3月現在)

名称	容量	容量合計
大原浄水場	2,500m ³ ×2池 = 5,000m ³	4 池 25,000m ³
宗岡浄水場	10,000m ³ ×2池 = 20,000m ³	

■配水管

(令和4年3月現在)

給水区域内総延長	約151,600m
----------	-----------

■導水管

(令和4年3月現在)

導水管総延長	約2,700m
--------	---------

資料5. 3 応急給水資機材の能力、保有数

■応急給水資機材の能力、保有数

(令和4年3月現在)

種別	容量（能力）	数量	保管場所
車載用アルミ製水槽	1,000ℓ	1個	宗岡浄水場
車載用アルミ製水槽	1,000ℓ	1個	大原浄水場
ポリ容器	20ℓ	300個	防災倉庫
ポリ容器	10ℓ	100個	宗岡浄水場
災害用給水袋類	6ℓ	2,000個	宗岡浄水場
給水車	2,000ℓ	1台	宗岡浄水場

資料5. 4 樋管等施設一覧

■樋管等施設一覧

(令和4年3月現在)

No.	河川名	名称	所在地	担当課	操作の基準	備考
1	新河岸川	袋樋管と袋橋地区排水ポンプ	左岸 上宗岡1丁目 袋橋上流	道路課	ポンプ場 自動操作 (状況に応じ手動操作)	樋管フラップゲート 水中ポンプ2台 (0.036m ³ /s)
2	"	下の谷樋管と下の谷排水機場	左岸 中宗岡1丁目 宗岡第4小学校脇	"	排水機場 自動操作 (状況に応じ手動操作) 樋管ゲート全開	樋管 電動式ローラーゲート 排水機場 (2.43m ³ /s)
3	"	東中央樋管と郷土排水機場	左岸 中宗岡5丁目と 下宗岡1丁目境	"	同 上	樋管 同 上 排水機場 (4.7m ³ /s)
4	"	田子山樋管と田子山排水機場	右岸 本町2丁目	"	同 上	樋管 同 上 排水機場 (0.36m ³ /s)
5	"	本町樋管と田子山下ポンプ場	右岸 本町2丁目	"	ポンプ場 自動操作 (状況に応じ手動操作)	樋管 電動式スライドゲート 水中ポンプ2台 (0.15m ³ /s)
6	"	下宗岡1丁目樋管と下宗岡1丁目ポンプ場	左岸 下宗岡1丁目	"	ポンプ場 自動操作	樋管 電動式ローラーゲート 水中ポンプ2台 (0.13m ³ /s)
7	"	籠島樋管	左岸 下宗岡4丁目	"	手動操作	樋管 手動式スライドゲート フラップゲート
8	"	樋之詰樋管	左岸 下宗岡1丁目	"	自動操作	樋管 電動式スライドゲート
9	柳瀬川	館第二樋管と館第二排水ポンプ場	右岸 柏町6丁目 中継ポンプ場入口	下水道 施設課	ポンプ場 自動操作 (状況に応じ手動操作) 樋管ゲート全開	樋管電動式スライドゲート 排水ポンプ(1.59m ³ /s)
10	"	高橋上・下樋管	左岸 柏町2丁目 高橋上下流	道路課	ポンプ場 自動操作	フラップゲート 水中ポンプ(0.13m ³ /s) 上・下流各2台
11	"	中野下樋管と味場排水機場	右岸 柏町1丁目 栄橋上流本町1丁目	"	排水機場 自動操作 (状況に応じ手動操作) 樋管ゲート全開	樋管 スライディングフラップゲート 排水機場(2.03m ³ /s)
12	"	館第一樋管と館第一排水ポンプ場	右岸 館2丁目	下水道 施設課	ポンプ場 自動操作 (状況に応じ手動操作) 樋管ゲート全開	排水ポンプ(12m ³ /s) 樋管 電動式スライドゲート

■ポンプ(雨水)

(令和4年3月現在)

No.	河川名	名称	所在地	担当課	備考
1	柳瀬川	市道1001号線排水機場(砂田橋)	柏町6丁目地内	道路課	道路排水
2	新河岸川 (野火止用水経由)	市道1096号線排水機場(86号踏切)	本町6丁目地内	道路課	道路排水

■ポンプ(町内会)

(令和4年3月現在)

No.	河川名	名称	所在地	担当	備考
1	柳瀬川	坂下ポンプ場	柏町6丁目地内	城町内会	

資料5. 5 大型可搬式ポンプの操作担当部署一覧

■大型可搬式ポンプの操作担当部署一覧表

(令和4年10月現在)

地区	設置場所	担当部署	管理番号 口径(mm)	排水能力 (m ³ /毎分)	使用燃料	燃料タンク 容量(ℓ)
館第二樋管	志木中継ポンプ場入口	建築開発課 市民活動推進課	⑮ 300	30.0	軽油	90
			⑱ 300	30.0	軽油	90
高橋	高橋上流市有	課税課	⑧ 150	3.3	無鉛ガソリン	21.5
	高橋上流市有 ポンプ小屋内		③ 150	3.0	無鉛ガソリン	21.5
味場	味場排水機場内1	環境推進課 産業観光課	⑫ 300	30.0	軽油	90
	味場排水機場内2		⑯ 300	30.0	軽油	90
	柳瀬川右岸堤防上	教育委員会 (生涯学習課)	⑦ 150	3.3	無鉛ガソリン	21.5
	味場小屋	人事課 政策推進課 デジタル推進課	⑨ 150	3.3	無鉛ガソリン	21.5
田子山下 (本町樋管)	本町2丁目 新河岸川右岸堤防下	共生社会推進課 生活援護課	⑭ 300	30.0	軽油	90
谷津地	谷津地田子山幹線流末 (田子山樋管)	都市計画課 道路課	⑳ 300	30.0	軽油	90
			⑤ 150	3.3	無鉛ガソリン	21.5
			⑥ 150	3.3	無鉛ガソリン	21.5
下の谷	下の谷排水機場脇	行政管理課	⑲ 300	30.0	軽油	90
			⑪ 150	3.0	無鉛ガソリン	21.5
郷土	郷土排水機場	上下水道部 (下水道施設課)	⑰ 300	30.0	軽油	90
	【郷土】 富士下橋付近 (中宗岡5-4)	収納管理課 財政課	④ 150	3.3	無鉛ガソリン	21.5
赤野毛	【赤野毛】 宗岡第二中学校前	健康政策課 会計課	⑬ 150	3.3	無鉛ガソリン	21.5
袋橋	【袋橋】 宗岡中学校体育館西側	子ども支援課 保育課	① 150	3.3	無鉛ガソリン	21.5

資料5.6 水災用資機材

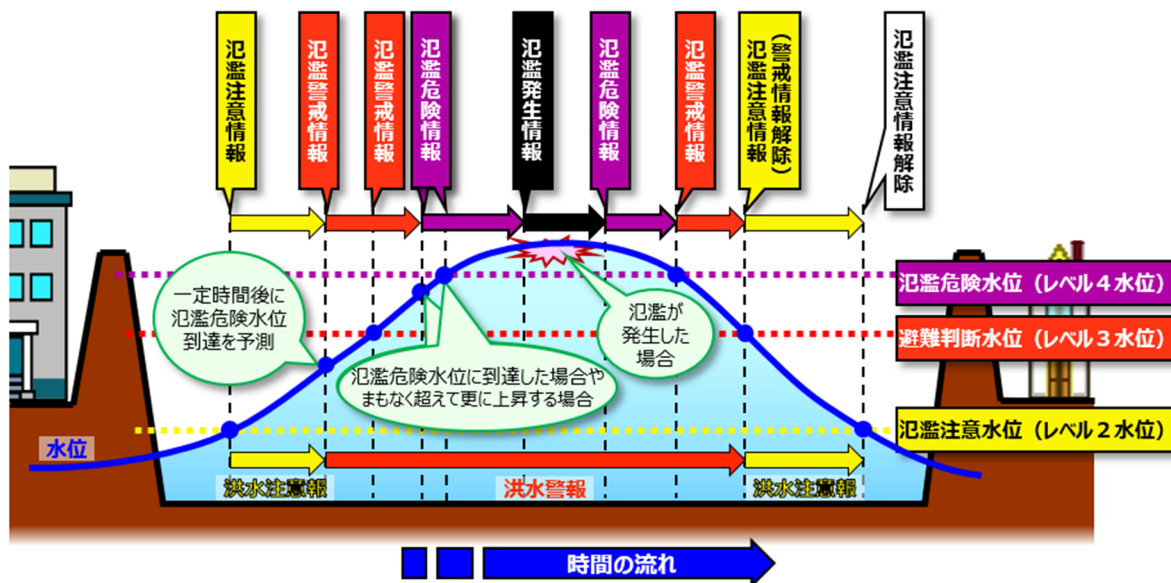
■水災用資機材

(令和4年10月現在)

保有場所	名 称	数 量	備 考
消防署	アルミ製折りたたみ救命ボート	1	定員6名
	救命ゴムボート	1	定員6名
	救命船外機付ゴムボート	1	定員6名
	船外機（アルミボート用）	1	
	船外機（船外機付ゴムボート用）	1	
	投光器	16	防水型蛍光灯タイプ
	救命浮環	7	
	拡張式救命浮環	4	
	救命胴衣	14	
	土のう袋	1,200	
	鉄杭	200	
	高吸水性止水袋	670	ジャスストップ
	折りたたみ式リヤカー	2	
	スコップ	27	
	かけや	6	
	ナタ	10	
	鉄ハンマー	5	
	流水救助用ヘルメット	10	
	流水救助用救命胴衣	10	型式：PFD型
流水救助用ドライスーツ	6	ブーツ付	
流水救助用スローバック	11	ロープ長20m	
町内会	土のうBOX	16	上町、福住、館、柳瀬川、上木、宗岡六区、中野、柏、城ヶ丘、宗岡四区、宗岡五区

資料5. 7 水位情報模式図

■水位情報模式図



■洪水予報の種類

水位危険度 レベル	洪水予報の標題 (洪水予報の種類)	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階 【警戒レベル5相当】 ・市は緊急安全確保の発令を判断 ・住民の避難完了 ・逃げ遅れた住民の救助等 ・住民の避難誘導 (新たに氾濫が及ぶ区域)
レベル4	氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位から 氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する警戒を求める段階 【警戒レベル4相当】 ・市は避難指示等の発令を判断 ・避難していない住民への対応
レベル3	氾濫警戒情報 (洪水警報)	避難判断水位から 氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階 【警戒レベル3相当】 ・市は高齢者等避難の発令を判断
レベル2	氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位から 避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階 【警戒レベル2相当】 ・住民は洪水に関する情報に注意
レベル1	-	水防団待機水位から 氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

《 6. 医療、救護、環境、衛生 》

資料 6. 1 救急病院・救急診療所一覧（朝霞保健所管内）

埼玉県朝霞保健所	所在地	〒351-0016 朝霞市青葉台 1-10-5	電話番号 F A X 番号	048-461-0468 048-461-0133
----------	-----	----------------------------	------------------	------------------------------

■救急病院・救急診療所一覧（朝霞保健所管内）

（令和 4 年 4 月現在）

医療機関名	所在地	電話番号	FAX 番号	診療科目
一般社団法人関東厚生福祉会 朝霞厚生病院	朝霞市浜崎 703	048-473-5005	048-475-0549	内、外、消、整、脳、皮、放
医療法人社団武蔵野会 TMG あさか医療センター	朝霞市溝沼 1340-1	048-466-2055	048-466-2059	内、消内、呼内、腎臓内科、循内、小、小外、外、消化器外科、呼外、整、皮、泌、耳、眼、脳外、婦、麻、形、リハ、放、精、神内、心内、救急、緩和ケア内科、歯外、肛外、血液内科、糖尿病内科、乳腺外科、小児泌尿器科、病理診断科
医療法人社団ヘルメス 朝霞病院	朝霞市溝沼 1333-2	048-465-1181	048-465-1183	精、神
医療法人山柳会 塩味病院	朝霞市溝沼 2-4-1	048-467-0016	048-467-0018	内、消内、神内、循内、リハ、整、呼内、内分泌内科、乳腺外科、糖尿病内科、肝臓内科
医療法人社団武蔵野会 新座志木中央総合病院	新座市東北 1-7-2	048-474-7211	048-472-7581	内、神内、消内、循内、外、消化器外科、呼外、整、脳、皮、形、小、泌、肛、眼、耳、婦、麻、リハ、救、リウ、放
医療法人社団青葉会 新座病院	新座市堀ノ内 3-14-30	048-481-1611	048-481-2665	内、外、消内、小、整、皮、形、リハ、脳
医療法人向英会 高田整形外科病院	新座市野火止 6-5-20	048-478-5222	048-477-8680	整、形、リハ、内、呼
医療法人昭仁会 北野病院	新座市北野 2-14-8	048-481-1621	048-481-3235	内、胃
一般財団法人野中東皓会 静風荘病院	新座市堀ノ内 1-9-28	048-477-7300	048-477-7010	内、リハ、眼、消内、循内、呼内、糖尿病内科、血液内科、リウ、女性内科
社会医療法人社団 堀ノ内病院	新座市堀ノ内 2-9-31	048-481-5168	048-481-4785	外、整、内、呼内、循内、糖尿病内分泌内科、腎臓内科、神内、乳腺外科、消化器外科、小、皮、泌、リハ、歯、耳、眼、形、精、歯外
独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	和光市諏訪 2-1	048-462-1101	048-464-1138	内、精、呼内、消内、循内、小、外、消化器外科、乳腺外科、整、形、脳神経内科、脳、呼外、小外、皮、泌、産婦、眼、耳、放、内視鏡内科、内視鏡外科、麻、リハ、病理診断科、緩和ケア内科、心血、総合診療科、救急科、呼外、歯外、腫瘍内科、血液・膠原病内科、腎臓内科
医療法人壽鶴会 菅野病院	和光市本町 28-3	048-464-5111	048-461-2271	内、整、歯、泌、リハ、心療、精、放、神、老年精神科
医療法人社団坪田会 坪田和光病院	和光市白子 2-12-15	048-465-5001	048-465-5002	整、外、皮、リハ、内、泌、肛、麻
医療法人社団翠会 和光病院	和光市下新倉 5-19-7	048-450-3311	048-466-0811	精
医療法人泰一会和光リハ ビリテーション病院	和光市中央 2-6-75	048-464-6111	048-464-6112	リハ、内、放、整、脳神経外科
医療法人社団武蔵野会 TMG 宗岡中央病院	志木市上宗岡 5-14-50	048-472-9211	048-476-2610	内、外、小、整、リハ、泌

医療機関名	所在地	電話番号	FAX 番号	診療科目
医療法人社団 浅野病院	志木市本町 6-24-21	048-471- 2400	048-474- 8535	内、外、整、脳、皮、循内
医療法人社団草芳会 三芳野第2病院	ふじみ野市大原 2-1-16	049-261- 0502	049-261- 0504	内、整、リハ
医療法人誠壽会 上福岡総合病院	ふじみ野市福岡 931	049-266- 0111	049-266- 3469	内、呼内、循内、消内、糖尿病内科、神内、外、消化器外科、乳腺外科、整、脳、小、皮、泌、産婦、眼、耳、リハ、放、歯、歯外、麻、ペインクリニック外科、人工透析内科、内視鏡内科、内視鏡外科、形、リウ、肛外、頭頸部外科
医療法人富家会 富家病院	ふじみ野市 亀久保 2197	049-264- 8811	049-266- 2287	内、リハ、泌、皮、神内、脳、胃、人工透析内科、循内、外
医療法人財団明理会イム ス富士見総合病院	富士見市 大字鶴馬 1967-1	049-251- 3060	049-254- 1224	内、消内、循内、外、消化器外科、整、脳、皮、泌、耳、小、麻、人工透析内科、血管外科、内視鏡外科、放、腎臓内科、糖尿病内科、小外、リハ、神内、肛外、心血、乳腺外科、病理診断科、脊椎・脊髄外科、呼内、産婦
医療法人橘会 みずほ台病院	富士見市 西みずほ台 2-9-5	049-252- 5121	049-252- 0734	内、外、歯、脳、整、心療、精、循内、循外、消内、消化器外科、内視鏡内科、内視鏡外科、呼内、呼外
医療法人恵愛会 恵愛病院	富士見市 針ヶ谷 526-1	049-252- 2121	049-252- 2196	産、婦、小、麻
医療法人さくら さくら記念病院	富士見市 水谷東 1-28-1	049-253- 3811	049-253- 3815	内、腎臓内科、整、泌、人工透析内科、外、形、循内、消、リハ
医療法人社団サンセリテ 三浦病院	富士見市 下南畑 3166	049-254- 7111	049-254- 2707	循内、外、内、消内、呼内、緩和ケア内科、消化器外科、乳腺外科
医療法人社団明芳会 イムス三芳総合病院	入間郡三芳町 藤久保 974-3	049-258- 2323	049-259- 2169	内、脳、外、整、呼内、消内、消化器外科、循内、皮、眼、泌、神内、耳、小、麻、呼外、内分泌・代謝・糖尿病内科、リウ、形、リハ、腎内、肝内、血外、放、乳線外科、化学療法外科、産婦、小外
医療法人財団明理会 埼玉セントラル病院	入間郡三芳町 大字上富 2177-2	049-259- 0161	049-259- 1229	内、心療、精、リハ、皮、人工透析内科、整
医療法人社団草芳会 三芳野病院	入間郡三芳町 大字北永井 890-6	049-259- 3333	049-259- 3035	整、内、外、皮、眼、泌、精、耳、麻、呼内、循内、リハ、放
医療法人社団明雄会 三芳の森病院	入間郡三芳町 大字上富 1686	049-274- 7911	049-274- 7912	精、心療
医療法人社団晃悠会 ふじみの救急病院	入間郡三芳町 北永井 997-5	049-274- 7666	049-274- 7667	脳、救急科、神内、循内、消内、整、内、外、リハ、放
医療法人実幸会 栗原医院	富士見市羽沢 1-33-28	049-255- 3700	049-255- 2711	内、外、脳、消化器・胃腸外科、リハ、救急科

資料6. 2 災害拠点病院（埼玉県）

■災害拠点病院（埼玉県）

（令和4年6月現在）

病院名	郵便番号	所在地	電話番号
◎川口市立医療センター	333-0833	川口市西新井宿 180	048-287-2525
○自治医科大学附属 さいたま医療センター	330-8503	さいたま市大宮区天沼町 1-847	048-647-2111
◎埼玉医科大学総合医療センター	350-8550	川越市鴨田 1981	049-228-3400
○北里大学メディカルセンター	364-8501	北本市荒井 6-100	048-593-1212
○埼玉県済生会加須病院	347-0101	加須市上高柳 1680	0480-70-0888
○深谷赤十字病院	366-0052	深谷市上柴町西 5-8-1	048-571-1511
◎さいたま赤十字病院	338-8553	さいたま市中央区新都心 1-5	048-852-1111
○獨協医科大学埼玉医療センター	343-8555	越谷市南越谷 2-1-50	048-965-1111
○さいたま市立病院	336-8522	さいたま市緑区三室 2460	048-873-4111
○防衛医科大学校病院	359-8513	所沢市並木3-2	04-2995-1511
○社会福祉法人恩賜財団 埼玉県済生会川口総合病院	332-8558	川口市西川口 5-11-5	048-253-1551
○埼玉医科大学国際医療センター	350-1298	日高市山根 1397-1	042-984-4111
○社会医療法人壮幸会 行田総合病院	361-0056	行田市持田 376	048-552-1111
○社会医療法人社団埼玉巨樹の会 新久喜総合病院	346-8530	久喜市上早見 418-1	0480-26-0033
○独立行政法人国立病院機構埼玉病院	351-0102	和光市諏訪 2-1	048-462-1101
○草加市立病院	340-8560	草加市草加 2-21-1	048-946-2200
○埼玉医科大学病院	350-0495	毛呂山町毛呂本郷 38	049-276-1111
○社会医療法人 さいたま市民医療センター	331-0054	さいたま市西区島根 299-1	048-626-0011
○医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院	362-8588	上尾市柏座 1-10-10	048-773-1111
○医療法人徳洲会羽生総合病院	348-8505	羽生市大字下岩瀬 446	048-562-3000
○地方独立行政法人埼玉県立病院機構 埼玉県立小児医療センター	330-8777	さいたま市中央区新都心 1-2	048-601-2200
○医療法人社団東光会 戸田中央総合病院	335-0023	戸田市本町 1-19-3	048-442-1111

注) 「病院名」欄の「◎」は「基幹災害拠点病院」を示し、「○」は、「地域」を示す。

資料6. 3 救命救急センター（埼玉県）

■救命救急センター（埼玉県）

（令和4年6月現在）

病院名	郵便番号	所在地	電話番号
埼玉医科大学総合医療センター 高度救命救急センター	350-8550	川越市鴨田1981	049-228-3400
さいたま赤十字病院救命救急センター	338-8553	さいたま市中央区新都心1-5	048-852-1111
深谷赤十字病院救命救急センター	366-0052	深谷市上柴町西5-8-1	048-571-1511
防衛医科大学校病院救命救急センター	359-8513	所沢市並木3-2	04-2995-1511
川口市立医療センター救命救急センター	333-0833	川口市西新井宿180	048-287-2525
獨協医科大学越谷病院救命救急センター	343-8555	越谷市南越谷2-1-50	048-965-1111
埼玉医科大学国際医療センター 救命救急センター	350-1298	日高市山根1397-1	042-984-4111
自治医科大学附属さいたま医療センター 救命救急センター	330-8503	さいたま市大宮区天沼町1-847	048-647-2111
さいたま市立病院	336-8522	さいたま市緑区三室2460	048-873-4111
独立行政法人国立病院機構埼玉病院	351-0102	和光市諏訪2-1	048-462-1101
埼玉県済生会加須病院	347-0101	加須市上高柳 1680	0480-70-0888

資料6. 4 災害時連携病院

■災害時連携病院（埼玉県）

（令和5年1月現在）

病院名	郵便番号	所在地	電話番号
社会医療法人熊谷総合病院	360-8567	熊谷市中西4-5-1	048-521-0065
独立行政法人国立病院機構 西埼玉中央病院	359-1151	所沢市若狭2-1671	04-2948-1111
医療法人埼玉成恵会病院	355-0072	東松山市石橋1721	0493-23-1221
社会医療法人入間川病院	350-1307	狭山市祇園17-2	04-2958-6111
社会医療法人財団石心会埼玉石心会病院	350-1305	狭山市入間川2-37-20	04-2953-6611
越谷市立病院	343-8577	越谷市東越谷10-32	048-965-2221
社会医療法人ジャパンメディカル アライアンス 東埼玉総合病院	340-0153	幸手市吉野517-5	0480-40-1311
医療法人社団哺育会白岡中央総合病院	349-0217	白岡市小久喜938-12	0480-93-0661
医療法人社団晃悠会ふじみの救急病院	354-0044	入間郡三芳町北永井997-5	049-274-7666
日本赤十字社小川赤十字病院	355-0397	比企郡小川町小川1525	0493-72-2333
医療法人社団協友会 彩の国東大宮メディカルセンター	331-0804	さいたま市北区土呂町1522	048-665-6111
独立行政法人地域医療機能推進機構 埼玉メディカルセンター	330-0074	さいたま市浦和区北浦和4-9-3	048-832-4951
医療生協さいたま生活協同組合 埼玉協同病院	333-0831	川口市木曾呂1317	0570-004-771
秩父市立病院	368-0025	秩父市桜木町8-9	0494-23-0611
医療法人社団武蔵野会TMGあさか医療セ ンター	351-0023	朝霞市溝沼1340-1	048-466-2055
医療法人社団武蔵野会新座志木中央総合 病院	352-0001	新座市東北1-7-2	048-474-7211
医療法人社団協友会八潮中央総合病院	340-0814	八潮市南川崎845	048-996-1131
医療法人徳洲会皆野病院	369-1412	皆野町皆野 2031-1	0494-62-6300

資料6. 5 トリアージタグ

「トリアージタグ」サンプル例

(表面)

(裏面)

(災害現場用)	
No.	氏名 (Name)
年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)	電話 (Phone)
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM 時 分 PM	トリアージ実施者氏名
搬送機関名	収容医療機関名
トリアージ実施場所	トリアージ区分 ○ I II III
トリアージ実施機関	医師 救急救命士 その他
症状・傷病名	
特記事項	

(黒) ○

(赤) I

(黄) II

(緑) III

(黒) ○

(赤) I

(黄) II

(緑) III

◀ 7. 防災備蓄、輸送・交通 ▶

資料 7. 1 防災備蓄品一覧

(1) 食料・飲料水

■食料・飲料水

(令和 5 年 1 月現在)

品目	数量	備蓄場所											備考
		志木小	志木二小	志木三小	志木四小	宗岡小	宗岡二小	宗岡三小	宗岡四小	市庁舎	防災倉庫	備蓄倉庫	
アルファ米 (炊き出しセット)	533 箱 26,650 食	58	56	56	50	58	56	56	50			93	50 食 保存期間 5 年
アルファ米 (個食)	234 箱 11,700 食	20	20	20	45	20	20	25	20			44	50 食入り 保存期間 5 年
粉ミルク	768 缶	96	96	96	96	96	96	96	96				保存期間 18 ヶ月 (300g)
乾燥がゆ	7,650 食											7,650	50 食入り×36 箱 保存期間 5 年
ミネラルウォーター	100 箱	10	10	10	10	10	10	10	10			20	500ml×24 本 (1 箱)
受水槽改修	188.2 トン	44.0	30.0	21.0	30.0	10.0	30.0	13.0	14.0				その他 大原浄水場 2,000 m ³ 常時確保 宗岡浄水場 8,000 m ³ 常時確保

(2) 備蓄資機材

■防災用資機材

(令和 5 年 1 月現在)

品目	数量	備蓄場所											備考
		志木小	志木二小	志木三小	志木四小	宗岡小	宗岡二小	宗岡三小	宗岡四小	市庁舎	防災倉庫	備蓄倉庫	
照明セット	116 セット	15	15	14	14	15	15	14	14				300W コードリール 発電機 三脚一式
簡易トイレ	240 セット	30	30	30	30	30	30	30	30			0	組立ハウス・クリーンSH トイレセット
障がい者用 簡易トイレ	8 セット	1	1	1	1	1	1	1	1				手すり(ラク・アーム)・個室ルー ム(ダニピロー)・ラップ式トイレ専 用消耗品(各箇所 50 回分)セッ ト
マンホール対応型トイレ	58 セット	6	4	6	6	4	4	4	4				※1

※1 志木中 4 台、志木二中 3 台、宗岡中 4 台、宗岡二中 4 台、総合福祉センター 5 台

品目	数量	備蓄場所											備考
		志木小	志木二小	志木三小	志木四小	宗岡小	宗岡二小	宗岡三小	宗岡四小	市庁舎	防災倉庫	備蓄倉庫	
マンホール対応型トイレ (障がい者用)	23 セット	2	2	2	2	2	2	2	2				※2
リヤカー	20 台	2	2	2	2	2	2	2	2			4	積載強度 300 kg
テント	35 セット	5	4	4	5	4	4	4	5				2間×3間 三方幕付
トランジスタカホン	43 個	4	3	3	4	4	3	3	4	5		10	サイレン付
ポータブル ワイレスアンテナ	8 台	1	1	1	1	1	1	1	1				ワイレスマイク(1本)付
カマドセット	59 セット	7	7	6	7	7	7	6	7			5	容量1斗
炊出しステーション	8 セット											8	LPガス発電機付属
高性能単段式 圧力調整器 (液化石油ガス用)	16 セット	2	2	2	2	2	2	2	2				LPガス用ゴム管
ラック	33 セット	4	3	3	3	4	3	3	3			7	中量ラック
自転車	46 台	8	10	0	5	7	8	7	1				放置自転車のリサイクル品
携帯電話	16 台									16			庁舎内各部署分散管理
土のう	2,200 袋									200			2,000袋(土のう袋)
がれき袋	200 袋										200		60cm×90cm
発電機	2 台									2			
ガスバー発電機	46 台	6	5	3	3	3	3	3	3	5			定格出力900VA 燃料(カセットボンベ)2本使用 各中学校及び8公共施設各1台
投光機	2 台										2		
石油ストーブ	45 台	5	5	5	5	5	5	5	5			5	
ガスバーセット	20 セット	2	2	2	2	2	2	2	2			4	
水槽メンテナンス	10 槽											10	1槽 500リットル
脚立式梯子	10 台	0	1	1	1	1	1	0	1			4	
二つ折り担架	49 台	3	4	4	4	4	4	4	4			18	
チェーンソー	10 台											10	
見取図板A型	50 台											50	
クロージャッキ	10 台											10	
会議用テーブル	10 台											10	
折りたたみ式チェア	50 脚											50	
バケツ	160 個	20	20	20	20	20	20	20	20				

※2 志木中2台、志木二中1台、宗岡中2台、宗岡二中2台

品目	数量	備蓄場所											備考
		志木小	志木二小	志木三小	志木四小	宗岡小	宗岡二小	宗岡三小	宗岡四小	市庁舎	防災倉庫	備蓄倉庫	
ジャッキ	18 個	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
セーファーコーン	29 個	0	5	5	5	0	4	5	5				
非常用飲料水袋 (6L用)	440 袋	30	30	30	30	30	30	30	30			200	
ポリタンク	738 個	68	66	66	60	68	66	66	50		228		20リットル 白
事務用品	9 箱	1	1	1	1	1	1	1	1	1			

(3) 備蓄日常品

■備蓄日用品

(令和5年1月現在)

品目	数量	備蓄場所											備考
		志木小	志木二小	志木三小	志木四小	宗岡小	宗岡二小	宗岡三小	宗岡四小	市庁舎	防災倉庫	備蓄倉庫	
毛 布	6,060 枚	730	760	720	720	750	730	720	600		30	300	保証期間 10年以上
タ オ ル	3,200 枚	400	400	400	400	400	400	400	400				保証期間 10年以上
石 ケ ン	3,200 個	400	400	400	400	400	400	400	400				85グラム
オムツ													
パンパース M	80 袋	10	10	10	10	10	10	10	10				5,120枚 (1袋64枚入)
パンパース L	40 袋	5	5	5	5	5	5	5	5				2,080枚 (1袋52枚入)
アテント M	40 袋	5	5	5	5	5	5	5	5				1,200枚 (1袋30枚入)
アテント L	80 袋	10	10	10	10	10	10	10	10				2,080枚 (1袋26枚入)
使捨て圧縮下着	2,750 枚	300	300	300	300	300	300	300	300			350	
生 理 用 品	330 袋	45	40	40	40	45	40	40	40				7,920枚 (1袋24枚入)
ティッシュペーパー	2,100 箱	250	250	250	250	250	250	250	250			100	1箱400枚入
トイレットペーパー	3,500 巻	400	400	400	400	400	400	400	400			300	60mダブル
ブルーシート	231 枚	29	23	27	25	28	27	27	25			20	10m×10m
	6 枚										6		5.4m×5.4m
	5 枚										5		5.4m×7.4m
携帯ラジオ	79 個	10	10	10	10	10	10	9	10				FM/AM
懐中電灯	655 個	67	66	66	70	68	66	65	70	67		50	
ノコギリ	90 本	10	10	10	10	10	10	10	10			10	両刃鋸
ハンマー	90 本	10	10	10	10	10	10	10	10			10	4.5kg 柄1200mm

品目	数量	備蓄場所											備考
		志木小	志木二小	志木三小	志木四小	宗岡小	宗岡二小	宗岡三小	宗岡四小	市庁舎	防災倉庫	備蓄倉庫	
金 テ コ	80 本	10	10	10	10	10	10	10	10				1200×直径 25 mm
ナ タ	90 本	10	10	10	10	10	10	10	10			10	刃渡り 110 mm
ト ビ ぐ ち	90 本	10	10	10	10	10	10	10	10			10	1800 mm
救急箱セット	23 セット	3	3	2	2	3	3	2	2			3	50 人用
ス コ ッ プ	60 本									40		20	パイプ柄
バリケード	120 台										90	30	「災害出動中志木市」
カ ッ タ ー	40 本	5	5	5	5	5	5	5	5				
哺乳ビン	450 本	50	50	50	50	50	50	50	50			50	
平 パ ー ル	10 本											10	900 mm
トラロープ	5 巻											5	Φ9 mm×100m
空気入れ	8 個	1	1	1	1	1	1	1	1				
ガソリン携行缶	20 缶	2	2	2	2	2	2	2	2			4	20 リットル用
差し替えベスト	480 枚	60	60	60	60	60	60	60	60				
ボランティア腕章	200 枚											200	布腕章マジック式安全ピン付
LED エコラジスマート	24 台	3	3	3	3	3	3	3	3				手回し充電器付
マスク	22,500 枚	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500			10,500	
消毒液	940 本	84	84	84	84	84	84	84	84			268	
非接触型体温計	100 個	10	10	10	10	10	10	10	10			20	
単三電池	200 本	20	20	20	20	20	20	20	20			40	
パルスオキシメーター	20 台	1	1	1	1	1	1	1	1			12	
使い捨て手袋	7,000 枚	200	200	200	200	200	200	200	200			5,400	
ガウン	600 枚	40	40	40	40	40	40	40	40			280	
フェイスシールド	600 枚	40	40	40	40	40	40	40	40			280	
パーティション	1,400 張	16	12	12	12	12	12	12	12			0	外部倉庫 1300 張
プライベートルーム	75 張	5	5	5	5	5	5	5	5			15	外部倉庫 20 張
除菌アルコールシート	84 箱	6	6	6	6	6	6	6	6			36	
ダンボールヘッド	36 個												福祉センター18 個 第二福祉センター18 個

資料7. 2 ヘリコプター離着陸場一覧

ヘリコプター離着陸場一覧

■ヘリコプター離着陸場一覧表

場外名称	地名番地	座標						管理者
		北緯			東経			
		°	'	"	°	'	"	
荒川河川敷 (秋ヶ瀬運動公園第5球場)	宗岡	35	51	05	139	35	20	志木市生涯学習課

《 8. 避難活動、要配慮者関連 》

資料 8. 1 指定避難所及び指定緊急避難場所

NO	施設名	所在地	現象の種類				ペット 受入
			地震	洪水	内水	大規模 火災	
1	志木市立志木小学校	本町 1-10-1	○	○	○		○
2	志木市立志木第二小学校	館 1-2-1	○	○	○		○
3	志木市立志木第三小学校	柏町 3-2-1	○	○	○		○
4	志木市立志木第四小学校	館 1-4-1	○	○	○		○
5	志木市立宗岡小学校	中宗岡 3-1-1	○	○	○		○
6	志木市立宗岡第二小学校	上宗岡 3-13-1	○	○	○		○
7	志木市立宗岡第三小学校	下宗岡 1-15-30	○	○	○		○
8	志木市立宗岡第四小学校	上宗岡 1-1-2	○	○	○		○
9	志木市立志木中学校	柏町 3-2-2	○	○	○		○
10	志木市立志木第二中学校	館 1-3-1	○	○	○		○
11	志木市立宗岡中学校	上宗岡 1-8-1	○	○	○		○
12	志木市立宗岡第二中学校	下宗岡 4-1-10	○	○	○		○
13	志木市民会館(ホール棟)※	本町 1-1 1-50	○	○	○		
14	志木市民会館(管理棟)※	本町 1-1 1-50	○	○	○		
15	志木市立秋ヶ瀬運動公園	宗岡				○	
16	館近隣公園	館 2-4	○				
17	志木市総合福祉センター	上宗岡 1-5-1	○	○	○		
18	志木市福祉センター	上宗岡 1-5-1	○	○	○		
19	志木市第二福祉センター	柏町 3-5-1	○	○	○		
20	志木市立宗岡公民館	中宗岡 4-16-11	○		○		
21	志木市健康増進センター (西原ふれあいセンター)	幸町 3-4-70	○	○	○		
22	志木市武道館	柏町 3-6-19	○	○	○		
23	志木市立いろは遊学館	本町 1-10-1	○	○	○		
24	志木市立柳瀬川図書館	館 2-6-14	○	○	○		
25	慶應義塾志木高等学校	本町 4-14-1	○	○	○	○	
26	埼玉県立志木高等学校	上宗岡 1-1-1	○	○	○		
27	コミュニティスペースつつじ	本町 5-2 6-1	○	○	○		

※市民会館は、令和 5 年度から再整備を実施

※コミュニティスペースつつじは、令和 5 年 5 月オープン予定

指定避難所

指定福祉避難所：受入れ対象者は、要配慮者及び付き添いの者

資料 8. 2 防災用便槽整備箇所

■防災用便槽整備箇所

(令和 4 年 12 月 1 日現在)

施設名	便槽数(口数)			便器等保管場所
	一般	障がい者	合計	
志木小学校	6	2	8	備蓄倉庫内
志木第二小学校	6	2	8	備蓄倉庫内
志木第三小学校	6	2	8	南校舎備蓄倉庫内
志木第四小学校	6	2	8	備蓄倉庫内
宗岡小学校	4	2	6	備蓄倉庫内
宗岡第二小学校	4	2	6	備蓄倉庫内
宗岡第三小学校	4	2	6	備蓄倉庫内
宗岡第四小学校	4	2	6	備蓄倉庫内
志木中学校	4	2	6	志木第三小学校南校舎備蓄倉庫内
志木第二中学校	3	1	4	志木第二小学校備蓄倉庫内
宗岡中学校	4	2	6	1階相談室内押入れ
宗岡第二中学校	4	2	6	備蓄倉庫内
総合福祉センター(旧浄化槽)	5		5	便槽脇倉庫に備蓄

資料 8. 3 市内公園災害用仮設トイレ整備箇所

■市内公園災害用仮設トイレ整備箇所

(令和 4 年 12 月 1 日現在)

NO	公園名	マンホール設置数	住所	保管場所
1	館近隣公園	2基	館 2-4	中参集会所倉庫(仮)
2	館第四児童公園	2基	館 2-6	防災倉庫(集会所横)
3	深町児童公園	2基	上宗岡 4-6	羽根倉防災倉庫
4	直路交通公園	2基	本町 4-2-18	仲町自警消防小屋
5	かしわ公園	1基	柏 1-9-40	中野町内会防災倉庫
6	館第三児童公園	3基	館 1-1-38	東の森壺番街自主防災倉庫
7	すみれ児童公園	2基	中宗岡 4-12-9	五区町内会防災倉庫
8	館第二児童公園	2基	館 1-6-16	南式自主防災組織倉庫
9	館第一児童公園	2基	館 1-5-14	南壺自主防災組織倉庫
10	西原ふれあい第一公園	2基	幸町 2-4-49	健康増進センター
11	西原ふれあい第二公園	2基	幸町 3-8-8	
12	西原ふれあい第四公園	2基	幸町 1-12-2	
13	西原ふれあい第五公園	2基	幸町 4-2-33	
14	樋之詰児童公園	2基	下宗岡 2-20	未定

資料 8. 4 浸水想定区域内要配慮者施設一覧

■洪水浸水想定区域内要配慮者施設一覧

(令和 5 年 1 月現在)

施設名	種別	定員	住所	電話番号 (048)
足立みどり幼稚園	幼	350	上宗岡 4-21-55	472-1752
こどもの家・志木中宗岡保育園上宗岡分園	乳・幼	18	上宗岡 3-6-36	437-8990
ステラ志木宗岡保育園	乳・幼	100	上宗岡 3-13-3	485-1517
宗岡第二学童保育クラブ	幼	実 57	上宗岡 3-13-1	472-1226
宗岡第四学童保育クラブ	幼	実 78	上宗岡 1-2-45	487-6839
おおのみち保育園	乳・幼	30	中宗岡 2-25-33	472-1611
おおのみち幼稚園	幼	240	中宗岡 2-25-33	472-6066
こどもの家・志木中宗岡保育園	乳・幼	80	中宗岡 1-19-48	474-0101
市立北美保育園	乳・幼	100	中宗岡 4-1-11	472-9173
宗岡学童保育クラブ	幼	実 58	中宗岡 3-1-1	473-4400
ここりの森保育園宗岡	乳・幼	19	下宗岡 3-1-25	423-6788
志木どろんこ保育園	乳・幼	90	下宗岡 2-15-46	471-6010
シャローム幼児学園	幼	定員 60 実 10	下宗岡 1-11-5	472-6698
宗岡第三学童保育クラブ	幼	実 45	下宗岡 1-15-30	476-6669
市立いろは保育園	乳・幼	80	本町 1-1-67	472-5239
しきポポロ保育園	乳・幼	74	幸町 2-11-34	424-3412
アンファンシェリペあもーる	乳・幼	70	館 2-7-7	474-3588
プティシェリ	乳	12	館 2-7-5	423-8807
幸福の森幼稚園	幼	150	館 2-1-2	474-8221
志木第四学童保育クラブ	幼	実 83	館 1-4-1	471-3020
志木第二学童保育クラブ	幼	実 85	館 1-2-1	474-1100
館第一すぎのこ保育園	乳・幼	90	館 1-2-2	423-9700
館第二すぎのこ保育園	乳・幼	90	館 2-6-15	423-6788
よつば保育園	乳・幼	60	館 2-6-11 へ°アクレセント 2F	471-1010
アートチャイルドケア志木	乳・幼	60	柏町 1-6-71	485-0123
ここりの森保育園	乳・幼	19	柏町 6-29-60	472-8088
ひいらぎ保育園	乳・幼	49	柏町 6-29-65	424-7777
ぷりえ柳瀬川園	乳・幼	30	柏町 6-29-57	458-3236
イルミーナしき	高齢	50	上宗岡 5-19-44	497-5888
デイサービスセンター ケアサポートしき	通所		上宗岡 5-19-44	497-5550
ショートステイ ケアサポートしき	短期		上宗岡 5-19-44	497-5550
志木瑞穂の里	老健	120	上宗岡 2-20-17	474-0324

施設名	種別	定員	住所	電話番号 (048)
志木瑞穂の里	通所		上宗岡 2-20-17	474-0324
デイサービスセンター遊・志木上宗岡	通所		上宗岡 3-6-36	470-0080
みんなの家・志木上宗岡	有老	45	上宗岡 3-6-40	485-3170
ショートステイみんなの家・志木上宗岡	短期		上宗岡 3-6-40	485-3170
エクラシア志木	高齢	36	上宗岡 1-16-25	050-686-6746
デイサービスセンターエクラシア志木	通所		上宗岡 1-16-25	050-686-6746
デイサービスセンター杏の里	通所		上宗岡 2-17-29	487-5500
いこいの家コンクリヤ	通所		中宗岡 1-8-1	471-1904
カーサ・ラ・ヴィーダ志木	高齢	21	中宗岡 4-10-28	487-7390
カーサ・ラ・ヴィーダ志木アネックス	高齢	27	中宗岡 4-10-27	424-4860
住宅型有料老人ホームすこや家・志木	高齢	24	中宗岡 1-19-61	0120-294-7772
ツクイ志木中宗岡	通所		中宗岡 3-26-36	485-4165
デイサービスセンター志木	通所		中宗岡 4-10-28	487-7100
特別養護老人ホーム志木瑞穂の森	特養	100	中宗岡 3-16-53	476-8324
短期入所生活介護 志木瑞穂の森	短期		中宗岡 3-16-53	476-8324
デイサービスセンター志木瑞穂の森	通所		中宗岡 3-16-53	476-8324
デイサービスセンター遊・志木中宗岡	通所		中宗岡 1-19-61	486-5111
ニチイのきらめき	有老	52	中宗岡 2-20-2	486-0121
ニチイのやわらぎ	小規模		中宗岡 2-20-2	486-0122
グループホームみんなの家・志木中宗岡	グ	27	中宗岡 1-19-58	485-2966
グループホームみんなの家・あきがせ	グ	18	中宗岡 3-25-10	470-5500
転倒を防止するデイサービス 歩	通所		中宗岡 2-3-55	487-8664
夢眠しき	有老	30	中宗岡 1-19-51	424-3051
特別養護老人ホームあったかの家	特養	100	下宗岡 3-5-15	485-0030
特別養護老人ホームあったかの家	短期		下宗岡 3-5-15	485-0030
住宅型有料老人ホーム みつばメゾン志木壺番館	高齢	19	下宗岡 1-16-13	423-9320
住宅型有料老人ホーム みつばメゾン志木式番館	高齢	24	下宗岡 1-15-40	458-3102
特別養護老人ホームブロン	特養	70	本町 2-10-50	473-3000
グループホームブロン	グ	18	本町 2-10-50	470-0222
通所介護事業所ブロン	通所		本町 2-10-50	473-0066
短期入所生活介護事業所ブロン	短期		本町 2-10-50	473-3000
志木ディサービスすずらん	通所		館 1-5-1 すずらんビル 1F	486-0188
SOMPO ケア ライフ 志木柳瀬川	有老	75	柏町 6-1-32	487-4165

施設名	種別	定員	住所	電話番号 (048)
志木ナーシングホーム	有老 高齢	87	柏町 1-6-74	487-9970
特別養護老人ホーム志木の里	特養	110	柏町 1-6-73	423-7281
志木の里ショートステイ	短期		柏町 1-6-73	423-7281
志木の里デイサービスセンター	通所		柏町 1-6-73	423-7281
志木市社会福祉協議会多機能型事業所	身・知・ 精	40	上宗岡 1-5-1	486-1880
torepal 就労移行支援事業所	身・知・ 精	20	上宗岡 2-14-10 2F	473-6780
輝 HIKARI 志木	児	10	上宗岡 2-8-12	475-4065
多機能事業所 CoCoRear	児	10	上宗岡 2-8-13	485-8034
こだまのいえ上宗岡	グ(知・ 精)	6	上宗岡 1-10-35	080-4066-9225
志木彩の杜いろは	知	30	中宗岡 1-4-61	423-2790
Work l i f e S t a . 志木すだち	身・知・ 精	40	中宗岡 1-18-23	423-2738
みずほコミュニティ	身・知・ 精	20	中宗岡 3-3-41	458-0264
グループホーム+わん一号館	グ(知・ 精)	3	中宗岡 1-5-19 ウェスト コート壺番館 B 棟 101	423-6750
グループホーム+わん二号館	グ(知・ 精)	3	中宗岡 1-5-19 ウェスト コート壺番館 B 棟 102	423-6750
しびらきハウス志木彩の杜	グ(知・ 精)	20	中宗岡 1-3-25	423-2790
しびらきハウス志木中宗岡	グ(知・ 精)	20	中宗岡 1-4-61	423-2790
わおんホーム志木	グ(知・ 精)	4	中宗岡 3-24-9	214-9125
わおん障がい者グループホーム志木	グ(知・ 精)	5	中宗岡 4-3-41	080-7041-5625
みつばすみれ学園	知	一日 40	下宗岡 1-23-1	471-3115 (みつばすみれ) 470-3216 (すずらん)
オープン・ハート志木	グ(知・ 精)	7	下宗岡 2-3-23	475-7810
太陽の家Ⅲ	児	10	柏町 3-9-61 シャトー柳 瀬川 101	278-5962

注)「種別」の凡例

乳＝乳児 幼＝幼児 児＝児童 身＝身体障がい者 知＝知的障がい者 精＝精神障がい者
通所＝通所介護事業所（デイサービス） リハ＝通所リハビリテーション
短期＝短期入所生活介護事業所（ショートステイ） グ＝認知症対応型グループホーム
特養＝介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 有老＝介護付有料老人ホーム（特定施設）
老健＝介護老人保健施設 小規模＝小規模多機能型居宅介護（地域密着型サービス）
高齢＝介護保険以外の高齢者施設

《 9. その他 》

資料9. 1 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

令和4年度災害救助基準

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要支援者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生する恐れがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,285,000円以内 3 建設型応急住宅の供給終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のための支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内であればよい。 2 同一敷地内に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,180円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失若しくは毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は 災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
		全焼	冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
		流失	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
半壊	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600		
床上浸水									
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ① 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000円以内 ② 半壊又は半焼に準ずる程度の被害を受けた世帯 318,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内)						

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,700円 中学校生徒 5,000円 高等学校等生徒 5,500円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 213,800円以内 小人(12歳未満) 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡したものであっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡したものと推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行う	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,500円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイス等の購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算することができる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 1世帯当たり 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第1項)	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる機関以内	時間外勤務手当及び旅費は別に定める額

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
		<p>イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10</p> <p>ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9</p> <p>ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8</p> <p>ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7</p> <p>ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6</p> <p>ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5</p> <p>ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4</p>		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料9. 2 被害状況判定基準

被害状況判定基準

■被害報告判定基準（その1）

被害区分		判定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者
	軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの独立した建物とする。 主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれの母屋の附属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 従って、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として扱う。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	一部破損	全壊（焼）、流出、半壊（焼）及び床上、床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態とする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの又は全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。	

■被害報告判定基準（その2）

被害区分		判定基準
非住家の被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。被害とは、非住家に対する全壊、半壊程度の被害をうけたもの。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田畑の流出・埋没	田の耕土の厚さ1割以上が流出した状態、埋没は、土砂等のたい積のため、耕作が不能となったもの。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもので、耕地、作物に被害をうけたもの。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
道路		路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	決壊	路の全部又は一部が破損し又は崩土により通行不能となったもの及び応急修理が必要なもの。
	冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が行われる程度の被害をうけたもの。
	通行不能	道路が損壊又は冠水等により通行が不能となったもの。
橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流出したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。	
河川		河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、または準用される河川もしくはその他の河川の維持管理に必要な堤防、護岸、水門、床止、その他の河川管理施設とする。
	破堤	堤防等の破堤により水が堤内にあふれ出たものとする。
	越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
	その他	破堤や越水していないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の海岸とする。	
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害があったものとする。	
船舶被害	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。なお、速報にあつては、報告時点において断水している戸数とする。	
電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。なお、速報にあつては、報告時点において通話不能となっている回線数とする。	
電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。なお、速報にあつては、報告時点において停電している戸数とする。	
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。なお、速報にあつては、報告時点においてガスが供給停止となっている戸数とする。	
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家庭の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	
罹災者	罹災世帯の構成員とする。	

資料9. 3 指定文化財等一覧

指定文化財等一覧

■登録・指定文化財件数

(令和4年10月現在)

区分	計	有形文化財						無形文化財		民俗文化財		記念物		
		建造物	工芸品	古文書	彫刻	歴史資料	考古資料	芸能	工藝技術	有形	無形	史跡	名勝	天然記念物
国指定文化財	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—
国登録文化財	7	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市指定文化財	35	5	3	5	1	4	5	—	—	7	1	3	—	1
計	43	12	3	5	1	4	5	—	—	8	1	3	—	1

資料：生涯学習課

■登録・指定文化財一覧

(令和4年10月現在)

指定別	種類(種別)	名称	所在	所有者等	指定年月日
国指定	民俗文化財(有)	志木の田子山富士塚	本町2丁目1705	敷島神社	R2年3月16日
国登録	有形文化財(建)	朝日屋原薬局(主屋ほか6棟)	志木市本町	個人	H15年7月1日
市指定	記念物(史)	一里塚	中宗岡3丁目1399-4	個人	S48年3月8日
〃	有形文化財(建)	いろは樋の大榎	本町2丁目1602	志木市	S53年4月1日
〃	有形文化財(歴)	行屋稲荷の庚申塔	柏町3丁目2591	行屋稲荷講社	H元年3月31日
〃	有形文化財(歴)	館水川神社の図像板碑	柏町3丁目2585	館水川神社	H元年3月31日
〃	有形文化財(工)	千光寺の鰐口	上宗岡2丁目2番30号	千光寺	H元年3月31日
〃	記念物(史)	佃堤	上宗岡2丁目199-6他	志木市	H2年3月1日
〃	有形文化財(古)	元禄十四年武州新座郡館村検地水帳全9冊及び畑方御検地野帳6冊	郷土資料館	志木市	H2年3月1日
〃	有形文化財(古)	文化十一年の引又宿絵図	郷土資料館	個人	H2年3月1日
〃	有形文化財(工)	長勝院の版鐘	郷土資料館	普光明寺	H2年3月1日
〃	民俗文化財(有)	菖蒲沼の三面六臂の馬頭観音	大字宗岡6133-1	個人	H2年3月1日
〃	民俗文化財(有)	寶幢寺前の馬頭観音文字塔	柏町1丁目1522-1	寶幢寺	H2年3月1日
〃	有形文化財(工)	大日堂の梵鐘	下宗岡3丁目15番39号	大日堂	H2年3月1日
〃	民俗文化財(有)	虚空蔵菩薩	中宗岡4丁目1708-3	志木市	H3年3月29日
〃	民俗文化財(有)	東明寺の庚申供養地藏	本町1丁目1569	寶幢寺	H3年3月29日
〃	有形文化財(古)	星野半右衛門日記	郷土資料館	個人	H3年3月29日
〃	記念物(史)	城山貝塚	柏町3丁目2604-6 〃 2608-2	志木市	H3年3月29日
〃	有形文化財(古)	いろは樋絵図	中宗岡	個人	H5年3月6日
〃	有形文化財(歴)	白井武左衛門供養塔	下宗岡2丁目4040	共同管理	H5年3月6日
〃	有形文化財(彫)	地藏菩薩立像	下宗岡2丁目3285	共同管理	H5年3月6日
〃	記念物(天)	チョウジョウインハザクラ(長勝院旗桜)	柏町3丁目1138-1	普光明寺	H5年10月6日
〃	有形文化財(歴)	館水川神社修復記念碑	柏町3丁目2585	館水川神社	H7年1月5日
〃	〃(古)	館村旧記	柏町	個人	H8年3月25日
〃	〃(建)	産財氷川神社本殿	中宗岡2丁目2079	産財氷川神社	H8年3月25日
〃	〃(建)	旧村山快哉堂	中宗岡5丁目7040-2	志木市	H13年12月27日
〃	〃(考)	西原大塚遺跡出土の動物形土製品	埋蔵文化財保管センター	志木市	H25年3月1日
〃	〃(考)	西原大塚遺跡17号方形周溝墓出土遺物	〃	志木市	H25年3月1日
〃	〃(考)	城山遺跡128号住居跡出土の銅印ほか9点	〃	志木市	H25年3月1日
〃	〃(考)	城山遺跡241号住居跡出土の富壽神寶ほか2点	〃	志木市	H25年3月1日
〃	民俗文化財(有)	羽根倉富士塚	上宗岡4丁目700	浅間神社	H25年3月1日
〃	〃(無)	宿組の囃子(伝統的な囃子の曲目及び踊り)		宿組囃子連保存会	H28年2月1日
〃	〃(有)	田子山富士塚関連石造物	本町2丁目地内	敷島神社	R2年3月26日
〃	有形文化財(建)	籠鷲門樋	下宗岡4丁目地内	志木市	R3年4月27日
〃	〃(建)	北美塚樋	中宗岡1丁目地内	志木市	R3年4月27日
〃	〃(考)	城山遺跡10号住居跡出土遺物	埋蔵文化財保管センター	志木市	R3年7月1日
〃	民俗文化財(有)	富士講用具及び関連資料	郷土資料館	志木市	R4年4月25日

※(史)は史跡、(建)は建造物、(歴)は歴史資料、(工)は工芸品、(古)は古文書、(考)は考古資料、(彫)は彫刻、(有)は有形民俗文化財、(無)は無形民俗文化財、及び(天)は天然記念物の略称である。

資料：生涯学習課

様 式 集

様式 1 県報告関係様式

(1) 発生速報 (様式第1号)

発 生 速 報

志木市

年 日 時 分 受信		発信者		受信者	
1 被害発生	自 月 日 時 分 至 月 日 時 分				
2 被害場所					
3 被害程度					
4 災害に対する措置					
5 その他必要事項					

注) 記載内容は簡単に要を得たものとする。

(2) 経過速報 (様式第2号)

経過速報

志木市

				発信者		受信者						
災害の種別				発生地域								
被害報告		月 日 時 分		現在								
被害区分		発生		経過								
区 分		被 害		区 分		被 害						
人的被害	死者	人		田畑被害	田	流出・埋没	ha	流出		埋没		
	行方不明者	人				冠水	ha					
	負傷者	重傷	人			畑	流出・埋没	ha	流出		埋没	
		軽傷	人				冠水	ha				
住家被害	全壊 (焼) (流出)	棟		道路被害	決壊	箇所						
		世帯			冠水	箇所						
		人			その他の被害	文教施設	箇所					
	半壊 (焼)	棟				病院	箇所					
		世帯				橋りょう	箇所					
		人				河川	箇所					
	一部破損	棟				砂防	箇所					
		世帯				清掃施設	箇所					
		人				崖くずれ	箇所					
	床上浸水	棟				鉄道不通	箇所					
		世帯				被害船舶	隻					
		人				水道	戸					
	床下浸水	棟				電話	回線					
		世帯				電気	戸					
人			ガス	戸								
			ブロック塀等	箇所								
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟	り 災 世 帯 数		世帯						
		半壊(焼)	棟	り 災 者 数		人						
	その他	全壊(焼)	棟	火災発生	建物	件						
		半壊(焼)	棟		危険物	件						
			その他		件							

(災害に対してとられた措置)

1 災害対策本部設置の状況

年 日 時 分 設置

2 市(町村)のとした主な応急措置の状況

3 応援要請又は職員処遇の状況

4 災害救助法適用の状況

5 避難指示の状況

市町村数

地区数

人 員

人

6 消防機関の活動状況

ア 出動人員	消防隊員	名
	消防団員	名
	計	名

イ 主な活動内容(使用した機材を含む。)

(3) 被害状況調 (様式第3号)

被害状況調

志木市

災害の種別		発生地域	
被害日時	自 月 日 至 月 日		
報告区分	確 定		

区 分			被 害		区 分			被 害				
人 的 被 害	死 者		人		田 畑 被 害	田	流出・埋没	ha	流出		埋没	
	行方不明者		人				冠 水	ha				
	負 傷 者	重 傷	人			畑	流出・埋没	ha	流出		埋没	
		軽 傷	人				冠 水	ha				
住 家 被 害	全 壊		棟		道 路 被 害	決 壊		箇所				
	(焼)	(流出)	世帯			冠 水	箇所					
			人									
	半 壊	(焼)	棟		そ の 他 被 害	文 教 施 設		箇所				
			世帯			病 院		箇所				
			人			橋 り よ う		箇所				
	一 部 破 損		棟			河 川	箇所					
			世帯			砂 防	箇所					
			人			清 掃 施 設	箇所					
	床 上 浸 水		棟			崖 く ず れ	箇所					
			世帯			鉄 道 不 通	箇所					
			人			被 害 船 舶	隻					
			棟			水 道	戸					
			世帯			電 話	回線					
人				電 気		戸						
床 下 浸 水		棟		ガ ス		戸						
		世帯		ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所						
		人		り 災 世 帯 数		世帯						
		棟		り 災 者 数		人						
非 住 家 被 害	公 共 建 物	全 壊 (焼)	棟	火 災 発 生	建 物		件					
		半 壊 (焼)	棟		危 険 物		件					
	そ の 他	全 壊 (焼)	棟		そ の 他		件					
		半 壊 (焼)	棟									

区 分		被 害		市 災 害 対 策 本 部 村	名称			
公 立 文 教 施 設	千円				設置	月 日 時		
農 林 水 産 業 施 設	千円				解散	月 日 時		
公 共 土 木 施 設	千円							
そ の 他 の 公 共 施 設	千円							
小 計	千円							
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体			災 設 害 置 対 市 策 町 本 村 部 名				
そ の 他	農 産 被 害	千円						
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円		計	団体			
商 工 被 害	千円			災 適 害 用 市 救 町 助 村 法 名				
					計	団体		
そ の 他	千円			消防職員出動延人数	人			
被 害 総 額	千円			消防団員出動延人数	人			
備 考	1 災害発生場所							
	2 災害発生年月日							
	3 災害の種類概況							
	4 消防機関の活動状況							
	5 その他（避難指示の状況）							

様式2 通報処理簿

通報処理簿

志木市災害対策本部

		No.	
通 報 者		電 話	①加入電話番号
連 絡 先 住 所			②公衆電話番号
			③携帯電話番号
通 報 日 時			
通 報 受 信 者			
通 報 内 容		処 理 (回 付 先 等)	

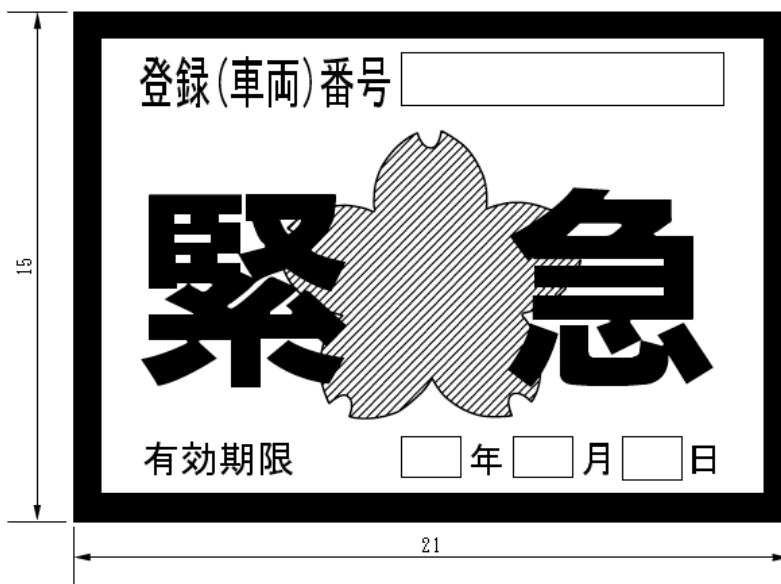
注) 通報の現場地点を示す地図を添付すること。

様式3 緊急通行車両関連様式

(1) 緊急通行車両等確認申請書

年 月 日	
緊急通行車両等確認申請書	
埼玉県公安委員会 殿	
申請者 住所 氏名 印	
番号標に表示されている番号	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)	
使用者	住所 氏名
運行日時	
運行経路	出発地 目的地
備考	

(2) 標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(3) 緊急通行車両等確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両等確認証明書			
		埼玉県公安委員会	印
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

(4) 緊急通行車両等事前届出書

災害応急対策用		緊急通行車両等事前届出書		年 月 日	
埼玉県公安委員会 殿		申請者			
		機関等の所在地（住所）			
		機関等の名称 <small>ふりがな</small>			
		氏名 <small>ふりがな</small>		印	
		電話 ()			
		【担当係 氏名		】	
番号標に表示されている番号					
輸送人員（定員）又は品名					
車両の所有者	住所				
	氏名				
業務の内容	1 救助救護 2 応急避難 3 捜索	4 災害予知 5 災害復旧 6 施設点検	7 人員輸送 8 避難生活 9 調査研究	10 飲食料 11 医療医薬 12 混乱防止	13 広報啓発 14 その他 ()
出発地					
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、使用車両の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。					

(5) 緊急通行車両等事前届出済証

災害応急対策用	第	号
緊急通行車両等事前届出済証		
左のとおり事前届出を受けたことを証する。		
	年	月 日
	埼玉県公安委員会	
		印
<p>(注) 1 災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察署、災害のために設置された検問所等に提出して、緊急通行車両等の確認の所要の手続きを受けて下さい。</p> <p>2 本届出済証を亡失し、滅却し、汚損し、破損した場合は、警察署に届出て再交付を受けて下さい。</p> <p>3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。</p> <p>(1) 緊急通行車両等として要件がなくなったとき。</p> <p>(2) 緊急通行車両等が廃車になったとき。</p> <p>(3) その他、緊急通行車両等として使用する必要がなくなったとき。</p>		

様式 4 本部長指令用紙

本部長指令

(第 号)

志木市災害対策本部

月 日 時 分			
発信者		受信者	
(指令内容)			
(報告内容)			

発信者【本部事務局】 () → 受信者【担当班】 ()



様式6 自衛隊の派遣要請関連様式（災害対策基本法第68条に基づく県への応援の要求）

（1）自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

志 木 第 号
年 月 日

埼玉県知事 様

志木市長

自衛隊災害派遣要請書

下記の事由により、自衛隊の派遣を要請します。

記

- 1 災害の派遣を要請する理由

- 2 派遣を希望する期間

- 3 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の概容
 - （1）人 員

 - （2）車両等の種類

- 4 派遣を希望する区域と活動内容
 - （1）区 域

 - （2）活動内容

- 5 その他参考となるべき事項

(2) 自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

志 木 第 号
年 月 日

埼玉県知事 様

志木市長

自衛隊災害派遣撤収要請書

当市 地区の避難救助活動のため、 年 月 日付
発 志 木 第 号をもって自衛隊の出動を要請しましたが、避難救助活動が
概ね完了いたしましたので、下記の日時をもって撤収方要請します。

記

撤収方要請日時 年 月 日 時 分

(2) 避難収容状況

避難所開設状況

志木市

発信者				受信者				月	日	時	分
避難所名						電話					
開設日時	月	日	時	分	閉鎖日時	月	日	時	分		
担当者人 ()	所属	職	氏名			所属	職	氏名			
避難状況	地区名		世帯			人数		備考			
対応	(食料・毛布その他必要物品等の状況)										

収集係 () → 受領伝達係 () → 統括係 ()

様式 8 救助の特例等申請様式

- (1) 申請は、当該救助種類の期間の満了する日の前日までにとりあえず電話又はFAX等で行い事後すみやかに書面申請すること。
- (2) 申請書の日付は、電話又はFAX等で申請した日とし、申請書及び承認書並びに聴取書等の関係書類は整理保管しておくこと。
- (3) 救助の種類毎の特例申請は、次のとおりでその内容については、「災害救助の実務」（通称赤本）を参照すること。
- (4) 前項の特例は、厚生労働大臣の承認を得て通知するものであるから真にやむを得ない場合にのみ申請すること。

<p>様式 1</p> <p>(あて先) 埼玉県知事</p> <p style="text-align: right;">市町村長名</p> <p style="text-align: center;">避難所開設期間の延長承認申請書</p> <p>月 日 地方に発生した による 害は、その被害が極めて甚大であって、り災者の被害は深刻を極めて、避難所の開設期間である 日間では、避難所を閉鎖し自宅に復帰させることが困難な実情にありますので、次のとおり開設期間の延長を御承認下さるよう申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 延長を要する期間 2 期間の延長を要する具体的理由 3 期間の延長を要する避難所ごとの収容人員 4 その他</p>	<p>第 号 年 月 日</p> <p>印</p>
--	-------------------------------

<p>様式 2</p> <p>(あて先) 埼玉県知事</p> <p style="text-align: right;">市町村長名</p> <p style="text-align: center;">応急仮設住宅設置戸数限度の引上げ承認申請書</p> <p>月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて大きく、り災者の実情は深刻の様相を増し、加えて住民の経済能力、住宅事情等も極めて悪く、基準の設置戸数のみでは、低所得者の保護の万全を期することが困難な実情でありますので、次のとおり設置戸数の限度を引上げられたく、事情御賢察の上御承認下さるよう申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 設置戸数の引上げ数 ((1) - (2)) (1) 設置戸数の総数 戸 (2) 設置基準戸数 戸 (全壊(焼)、流失世帯 戸 × 30%) 2 設置戸数の引上げを要する具体的理由 3 全壊(焼)、流失世帯に対する住宅復旧計画 4 応急仮設住宅に収容を要する者の名簿 5 その他</p>	<p>第 号 年 月 日</p> <p>印</p>
---	-------------------------------

様式 3

第 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

市町村長名 印

応急仮設住宅着工期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が極めて甚大であつて、応急仮設住宅の着工期間である 20 日間では、着工が困難な実情にありますので、次のとおり着工期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの応急仮設住宅の設置戸数
- 4 その他

様式 4

第 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

市町村長名 印

炊出し期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であつて、り災者の被害は深刻を極め炊出し期間である 日間では炊出しを打切り自宅炊事に切替えることが極めて困難でありますので、次のとおり炊出し期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する炊出所ごとの給与人員
- 4 その他

様式 5

第 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

市町村長名 印

飲料水供給期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であつて、り災者の被害は深刻を極め飲料水の供給期間である 日間では供給を打切ることが極めて困難でありますので、次のとおり期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの供給人員
- 4 その他

様式6

第 年 月 号 日

(あて先) 埼玉県知事

市町村長名 印

被服寝具生活必需品の給与の季別変更承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が甚大であって、り災者の被害は深刻を極め、夏季の基準ではこの冬をしのぎ得ない実情にありますので、次のとおり冬季基準に変更願いたく御承認下さるよう申請します。

記

1 冬季基準を適用すべき数

被害別	被害数		季別の変更を要する数		備考
	世帯数	人員	世帯数	人員	
全壊(焼)流失					
半壊(焼)床上浸水					
計					

2 季別の変更を要する具体的理由
3 変更額と夏季基準額との差額概算
4 義援金品等の状況

様式7

第 年 月 号 日

(あて先) 埼玉県知事

市町村長名 印

被服寝具生活必需品の給与限度額の変更承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が極めて大きく、り災者の被害状況は極めて深刻でありまして基準額ではこの冬をしのぎ得ない実情にありますので、次のとおり限度額を引上げられたく事情御賢察のうえ御承認下さるよう申請します。

記

1 変更を要する限度額
2 変更を要する具体的理由
3 変更を要する地区ごとの世帯数
4 変更額と基準額の差額概算
5 その他

様式8

第 年 月 号 日

(あて先) 埼玉県知事

市町村長名 印

被服、寝具生活必需品の給与期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が甚大であって、給与期間である 日間では給与することが困難でありますので次のとおり給与期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

1 延長を要する期間
2 期間の延長を要する具体的理由
3 期間の延長を要する地区ごとの世帯数
4 その他

様式 9

第 年 月 号 日

(あて先) 埼玉県知事

市町村長名 印

医療期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であつて、り災者の被害は深刻を極め医療期間である 日間では医療を打切ることが困難な実情でありますので次のとおり医療期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する限度額
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区又は医療機関ごとの患者数
- 4 その他

様式 10

第 年 月 号 日

(あて先) 埼玉県知事

市町村長名 印

助産期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であつて、り災者の被害は深刻を極め助産期間である分べんの日から 日間では、助産を打切ることが困難な実情にありますので次のとおり助産期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区または助産機関ごとの助産を要する人員

様式 11

第 年 月 号 日

(あて先) 埼玉県知事

市町村長名 印

災害にかかった者の救出期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて激甚であり、救出期間である 日間では救出が困難な状態にありますので、次のとおり救出期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長によって救出されるべき人員及びその状況
- 4 その他

様式 1 2

第 年 月 日

(あて先) 埼玉県知事

市町村長名 印

住宅の応急修理戸数限度の引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて大きく、り災者の実情は深刻の様相を増し、加えて住民の経済能力、住宅事情等も極めて悪く、基準の修理戸数のみでは、人心の安定を図り、り災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので次のとおり修理戸数の限度引上げを御承認下さるよう申請します。

記

- 1 修理戸数の引上げ数 ((1) - (2)) 戸
 - (1) 修理戸数の総数 戸
 - (2) 修理基準戸数 戸 (半壊 (焼) 世帯 戸 × 30%)
- 2 修理戸数の引上げを要する具体的理由
- 3 半壊 (焼) 世帯に対する応急修理計画
- 4 応急修理対象者名簿
- 5 その他

様式 1 3

第 年 月 日

(あて先) 埼玉県知事

市町村長名 印

住宅の応急修理期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が極めて甚大であって、応急修理期間である1ヶ月間では、修理が困難な実情にありますので、次のとおり修理期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの応急修理戸数
- 4 その他

様式 1 4

第 年 月 日

(あて先) 埼玉県知事

市町村長名 印

生業資金貸与世帯数限度の引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて大きく、かつ、り災者の経済能力も悪く、基準の貸与世帯数では人心の安定を図り、り災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので、次のとおり貸与世帯数の限度引上げを御承認下さるよう申請します。

記

- 1 引上げを要する貸与世帯数 ((1) - (2)) 世帯
 - (1) 貸与世帯数の総数 世帯
 - (2) 貸与基準世帯数 世帯 (全壊 (焼)、流失世帯 戸 × 25%)
- 2 貸与世帯の引上げを要する具体的理由
- 3 他の貸付金制度による貸付との関連
- 4 その他

様式 15

第 年 月 日 号

(あて先) 埼玉県知事

市町村長名 印

生業資金貸与期間の延長承認申請書

月 日の による被害は、極めて甚大であって生業資金の貸与期間である1ヶ月間（先般承認を得た日の延長期間）ではその貸与を終了することができませんので、次のとおり貸与期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの世帯数
- 4 その他

様式 16

第 年 月 日 号

(あて先) 埼玉県知事

市町村長名 印

学用品給与期間の延長承認申請書

月 日の による被害は、極めて甚大であって、基準で示された教科書（文房具及び通学用品）の給与期間 間では、給与が終了いたしかねますので、次のとおり、給与期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区又は学校ごとの児童生徒数
- 4 その他

様式 17

第 年 月 日 号

(あて先) 埼玉県知事

市町村長名 印

埋葬期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて激甚であり、埋葬期間である 日間では埋葬を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり埋葬期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの埋葬を要する死体数
- 4 その他

様式 18

第 年 月 日 号

(あて先) 埼玉県知事

市町村長名 印

死体の捜索期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて激甚であり、捜索期間である 日間では捜索を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり捜索期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長することによって捜索されるべき死体数
- 4 その他

様式 19

第 年 月 日 号

(あて先) 埼玉県知事

市町村長名 印

死体処理期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて激甚であり、死体処理期間である 日間では、死体の処理を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり捜索期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長することによって捜索されるべき死体数
- 4 その他

様式 20

第 年 月 日 号

(あて先) 埼玉県知事

市町村長名 印

障害物除去戸数の限度引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による被害は極めて大きく特に障害物の流入が甚だしく加えて住民の経済能力等も悪く基準の除去戸数のみでは、り災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので、次のとおり除去戸数の限度引上げを御承認下さるよう申請します

記

- 1 障害物除去戸数の引上げ数 ((1) - (2)) 戸
- (1) 除去戸数の総数 戸
- (2) 除去基準戸数 戸 (半壊、床上浸水世帯 戸 × 15%)
- 2 除去戸数の引上げを要する具体的理由
- 3 障害物の除去対象者名簿
- 4 その他

様式 2 1	第 年	月	号 日
(あて先) 埼玉県知事			
	市町村長名		印
障害物除去期間の延長承認申請書			
<p>月 日 地方を襲った による被害は極めて大きく特に障害物の流入が甚だしく除去期間である 日間では、除去が困難な実情にありますので、次のとおり除去期間の延長を御承認下さるよう申請します。</p>			
記			
<ol style="list-style-type: none"> 1 延長を要する期間 2 期間の延長を要する具体的理由 3 期間の延長を要する地区ごとの除去戸数 4 その他 			

様式 2 2	第 年	月	号 日
(あて先) 埼玉県知事			
	市町村長名		印
輸送の特例承認申請書			
<p>月 日発生した による被害は極めて大きく、次のとおり輸送を実施する必要がありますので御承認下されたく申請します。</p>			
記			
<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送を要する救助の種類及び輸送する物資等の内容 2 輸送区間又は距離 3 輸送を要する物資等の数量又は積載台数 4 輸送を実施しようとする期間 5 輸送のために必要とする経費の内容及び金額 6 輸送を要する具体的理由 7 その他 			

様式 2 3	第 年	月	号 日
(あて先) 埼玉県知事			
	市町村長名		印
輸送期間の延長承認申請書			
<p>月 日発生した による被害は極めて大きく、次のとおり輸送期間の延長を必要とするので、御承認下されたく申請します。</p>			
記			
<ol style="list-style-type: none"> 1 延長を要する期間 2 輸送目的又は輸送物資等の品名 3 輸送区間又は距離 4 輸送物資（人員）の数量又は積載台数 5 輸送のために必要とする経費の内容及び金額 6 期間の延長を要する具体的理由 7 その他 			

様式 24

第 年 月 号
日

(あて先)
埼玉県知事

市町村長名 印

人夫の雇上げの特例承認申請書

月 日発生した による被害は、極めて大きく次のとおり人夫の雇上げをする必要がありますので御承認下されたく申請します。

記

- 1 人夫の雇上げを要する目的又は救助の種類
- 2 人夫の所要人員
- 3 雇い上げを要する期間
- 4 人夫の雇い上げに要する経費
- 5 人夫の雇い上げを要する具体的理由
- 6 その他

様式 25

第 年 月 号
日

(あて先)
埼玉県知事

市町村長名 印

人夫雇上げ期間の延長承認申請書

月 日発生した による被害は、極めて大きく、次のとおり人夫の雇上げ期間の延長を必要とするので、御承認下されたく申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 人夫の雇上げの目的又は救助の種類
- 3 雇い上げの人員
- 4 使用場所
- 5 期間の延長を要する具体的理由
- 6 その他

様式9 緊急消防援助隊応援要請連絡

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-2

(第4条、第23条関係)

応援等要請のための連絡事項

※いずれかに●

送信時間

応援等の要請	増隊要請 (第 報)
〇〇 年 月 日 時 分	

(消防庁長官又は都道府県知事) 殿

(被災地の市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	〇〇 年 月 日 時 分頃
災害発生場所	都道府県 市区町村
応援等要請日時	〇〇 年 月 日 時 分
災害の状況	
活動を要望する地域	
要望する活動	

・必要な都道府県大隊

対象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
必要な隊、資機材		

・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名		連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		

<連絡責任者>

担当課室	氏名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX

様式 11 応急仮設住宅設置関連様式

応急仮設住宅設置要領

1 目的

応急仮設住宅は、災害により住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を確保することのできないものに建設し供与することにより、一時的な居住の安定を図ることを目的とする。

2 対象者

応急仮設住宅に入居できる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 住家が全壊、全焼又は流失し、他に居住する住家がない者
- (2) 自らの資力では、住宅を得ることのできないもの

3 規模及び費用

1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内とする。

4 工事施行の方法

- (1) 原則として知事が建設するが、救助の迅速を図るため、その建設を当該市町村に委任することができる。
- (2) 委任を受けた市町村は、請書(様式1)に応急仮設住宅に入居を要する者の名簿(様式2)を添えて知事に提出すること。
- (3) 当該市町村長は、県の示す設計書を参考に、請負に付して建設すること。
- (4) 工事着工の際は、着工届(様式3)に契約書の写を添えて知事に提出すること。
- (5) 工事完了の際は、竣工届(様式4)を知事に提出し、検査を受けること。

5 工期

工事の最終の着工期限は、災害発生の日から20日以内であるができる限り速やかに着工及び竣工すること。

6 敷地

- (1) 原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。
- (2) 私有地を借用して設置する場合は、市町村長が、土地の所有権者又は借地権者と、借地契約を結んでおくこと。
- (3) 借地料は市町村の負担とすること。

7 入居者の決定

- (1) 市町村長は、必要に応じて市町村関係職員、議会議員、町内会長、民生委員等による協議会を開催し、その意見を聴いて入居を要する者を決定し知事に提出すること。

様式2

応急仮設住宅に収容を要する者の名簿

選考月日

(市町村名)

選考順位	住 所	氏 名	家族数	職 業	月 収	世帯の状況

(注)世帯の状況は、生活保護世帯、老人世帯、身体障害者世帯等の別を記入すること。

様式3

第 号
年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

市町村長名

印

災害救助法による応急仮設住宅の着工について

月 日第 号により委任された標記住宅については、下記のとおり着工したのでお届けします。

記

- 1 設置戸数 戸
- 2 着工月日 月 日
- 3 竣工予定 月 日
- 4 添付書類 請負業者の着工属の写 別紙のとおり

注 請負業者別に着工、竣工予定の違う場合には、その区分明細によりわけて記入すること。

様式4

第 号
年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

市町村長名

印

災害救助法による応急仮設住宅の竣工について

月 日第 号により委任された標記住宅については、下記のとおり竣工したのでお届けします。

記

- 1 設置戸数 戸
- 2 着工月日 月 日
- 3 竣工月日 月 日
- 4 市町村の竣工検査日 月 日
- 5 添付書類 請負業者の竣工届の写 別紙のとおり

様式 5

請 求 (概算・精算) 書

一金 円也
ただし による災害救助法による応急仮設住宅設置費 戸分上記のと
おり請求します。

平成 年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

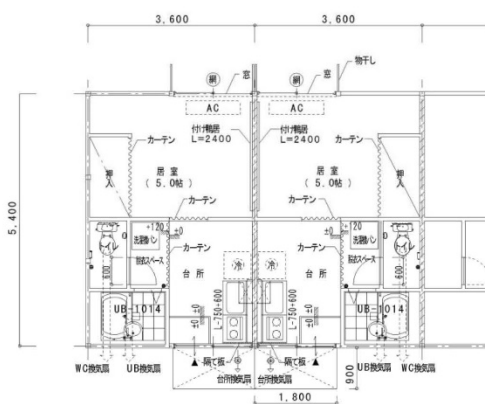
市町村長名

印

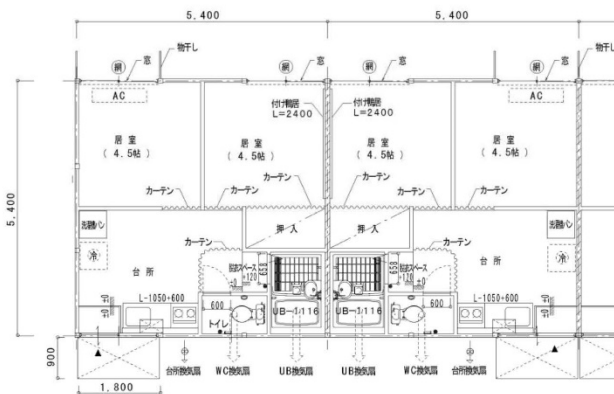
添付書類 支出調書及び領収書の写

□応急仮設住宅設計図 (標準設計)

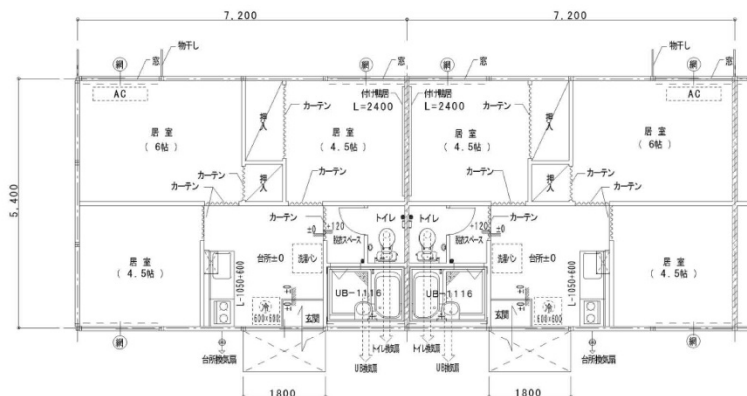
1DK



2DK



3K



□仕上表（内部）

室名	床	巾木	間仕切壁	天井	備考
居室	タイルカーペット 下地合板 t=4	木製 又は塩ビ製	化粧石膏ボード t=9.5	カラー合板 t=2.5	防炎レースカーテン 遮光防炎カーテン(ふさかけ付) エアコン取付下地(1ヶ所/1戸)
押入	タイルカーペット 下地合板 t=4	木製 又は塩ビ製	化粧石膏ボード t=9.5	カラー合板 t=2.5	中段付(天袋無し)FL+800中段 天端 防炎カーテン(ふさかけ付)
台所	CFシート t=1.8 下地合板 t=4	木製 又は塩ビ製	化粧石膏ボード t=9.5	カラー合板 t=2.5	流し台 L=750(1DKタイプ) 流し台 L=1050(2DK, 3Kタイプ) コンロ台 L=600 吊戸棚 H=500~700 (FL+1450吊戸棚下端、下地補強とも) バックガード付2口コンロ(グリル付) 洗濯機パン(1DKは脱衣スペースに設置) 面台高さ FL+1300
浴室	ユニットバス 1014サイズ(1DK)、1116サイズ(2DK及び3K) ユニットバス下部 合板t=12補強 入口跨ぎ高さは180未満とする 但し、180以上の場合は、踏み台を設置する				2点式セットタイプ 手摺を内部に1ヶ所設置 外部に1ヶ所設置 (縦型 FL=+900取付芯)
トイレ	CFシート t=1.8 下地合板 t=4	木製 又は塩ビ製	化粧石膏ボード t=9.5	カラー合板 t=2.5	手摺付き(縦棒タイプ L=450) 洋式水洗便器 手洗い付ポータック ペーパーホルダー(FL+700上端) タオル掛け
玄関	CFシート t=1.8 下地合板 t=4	木製 又は塩ビ製	化粧石膏ボード t=9.5	カラー合板 t=2.5	床見切り

(一般社団法人プレハブ建築協会標準図(組立ハウス)参考)

様式 12 災害対策用移動通信機器利用の要請

災害対策用移動通信機器利用の要請（速報）

【送信先】

総務省 関東総合通信局 無線通信部 陸上課第二課

電 話 03 (6238) 1771

F A X 03 (6238) 1789

志木市

1. 要請元	
機関名	
担当者所属	
担当者氏名	
電話	
F A X	
電子メール	
2. 要請内容	
衛星携帯電話（据置）	台
衛星携帯電話（ハンディ）	台
MCA端末（ハンディ）	台
MCA端末（ポータブル）	台
簡易無線機（ハンディ）	台
使用する場所（予定）	
3. 要請の理由	
（被災した通信機器の状況、要請する機種と台数の理由など）	
4. 到着希望時刻・引渡場所	
（「〇〇時頃」、「至急」など）	

※FAX使用が困難の場合は、電話等にて要請内容等を伝達ください。